

LIBRA

合併号
2025年 7・8 月号

〈特集〉

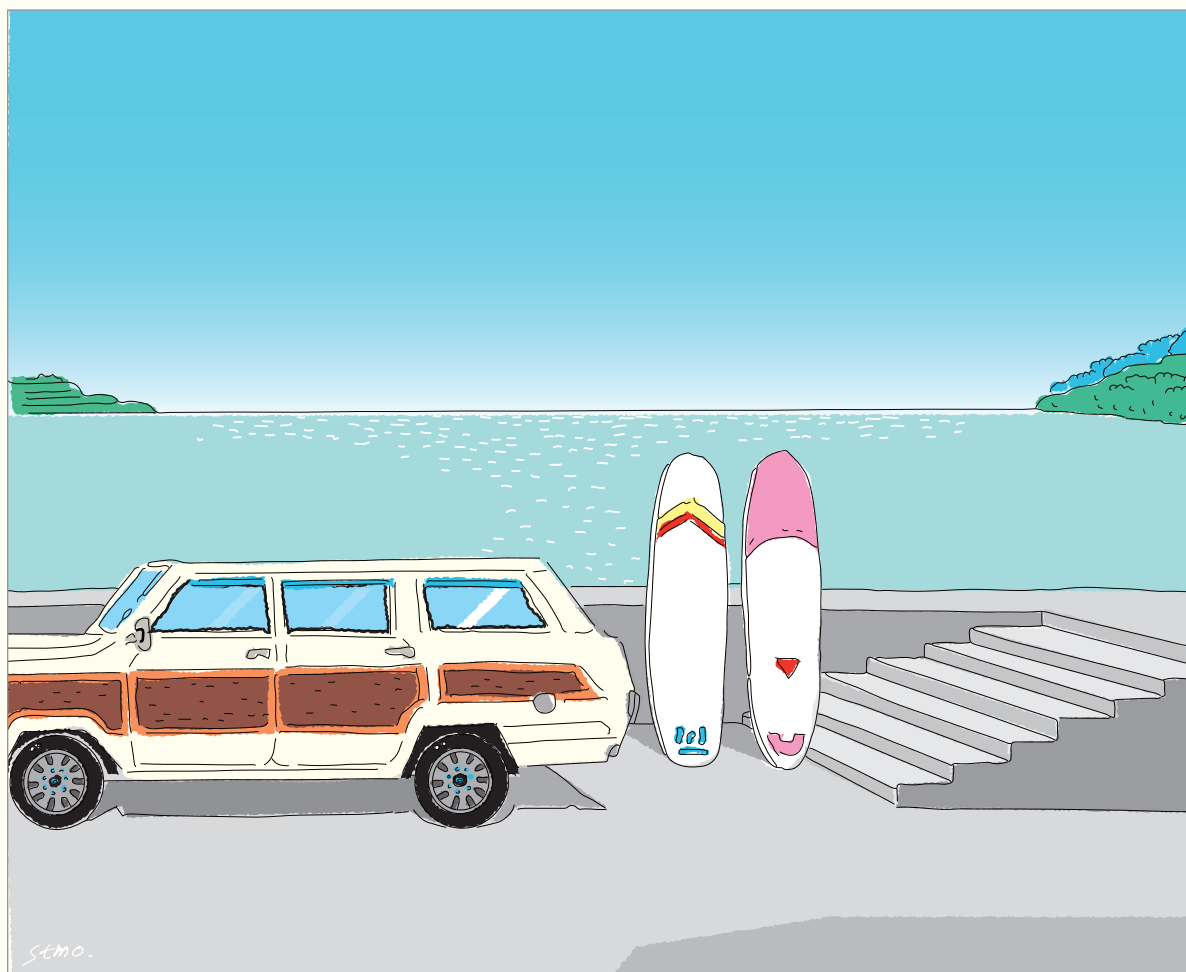
いまこそ法教育プログラム〈前編〉 —座談会：6つの委員会による実践とこれから—

〈インタビュー〉

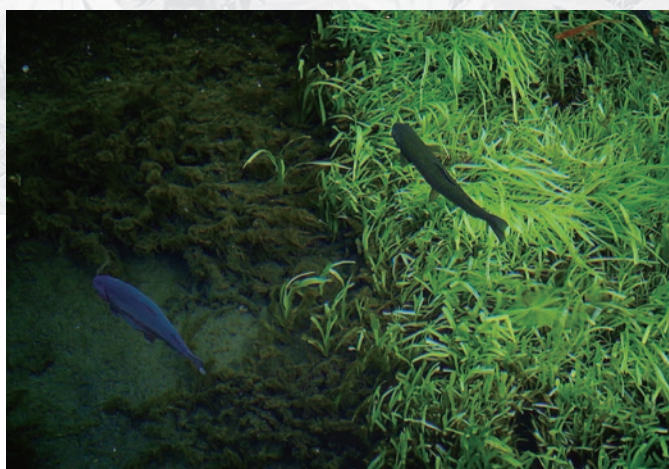
東京弁護士会前年度会長 上田 智司 会員

〈クローズアップ〉

2025年度 定期総会



真夏のひととき



多摩湖を抜け所沢市三ヶ島の丘に上ると
約2万本のひまわりが出迎えてくれた。
「おはよう。今年も会いにきたよ」
「嬉しいな。僕たちは光のシャワーを楽しんで
いるよ。あなたはすごい汗だね」
「こんな炎天下、元気にすっきりしているのは
君たちくらいだよ」
「丘を下った先に冷たい清水が流れこんでる
川があるから足を浸して木陰で涼むといいよ」
「それはいいね！」

会員 野間 自子 (38期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2025年7・8月合併号

特集

02 いまこそ法教育プログラム〈前編〉

—座談会：6つの委員会による実践とこれから—

- 1 当会法教育の概要 中嶋靖史
- 2 座談会「法教育の実践とこれから」
- 3 資料：法教育プログラム一覧

インタビュー

18 東京弁護士会 前年度会長 上田 智司 会員

クローズアップ

22 2025年度 定期総会

ニュース&トピックス

- 26 ・大阪弁護士会司法問題対策委員会との司法改革交流会報告
・シンポジウム実施報告
「因果関係の主張・立証—高度の蓋然性・相当程度の可能性と損害論—」

連載等

- 29 理事者室から：執務のスタート 五十嵐裕美
- 30 常議員会報告（2025年度 第2回）
- 31 人権問題最前線
第34回 警察官による違法な撮影阻止行為事件について 高井健太郎
- 32 憲法訴訟のいま
第7回 第三次選択的夫婦別姓訴訟—社会的状況及び意識の変化— 川見未華
- 34 法律家のための税法知識
第4回 土地建物の一括譲渡において消費税の課税標準となる建物価額 大竹良和
- 36 弁護士会の国際活動
第2回 台北での国際交流
—台北弁護士会との友好協定調印式及び関連行事— 三好慶・瀧澤渚
- 38 経験者に聞く弁護士任官—Season3—
第2回 民事・家事調停官の実状
・民事調停官を経験して 伊藤彩華
・家事調停官の魅力 安齋瑠美
- 40 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第35回 国選弁護人と法律扶助 田中みどり
- 41 こんな活動しています～法律研究部・同好会～
vol.5 マンション管理法律研究部 マンション法の熱い夏 奥島健二
- 42 わたしの修習時代：出産と子育てに明け暮れた日々 45期 松江仁美
- 43 76期リレーエッセイ：新人弁護士としてのこれまでの振り返り 川窪勇介
- 44 お薦めの一冊：『吹けば飛ぶよな男だが』 平見ひかる
- 45 コーヒーブレイク：図書館での出会い 三好涼子
- 52 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

いまこそ法教育プログラム〈前編〉

— 座談会：6つの委員会による実践とこれから —

法的な知識や考え方の教育は全ての人にとって生きていくうえで欠かせないものです。特に2022年4月の成人年齢の引下げにより若者への法教育の必要性はより一層高まっています。

当会ではこのような法教育の必要性に応えるため多様な法教育プログラムを用意し、活発に活動しております。

そこで、2号連続で当会の法教育について特集し、本号では前編として当会の法教育の概要や法教育に携わる委員会の座談会をお送りします。

LIBRA 編集会議 草木良文、西川達也、佐藤顕子、酒井昌弘

CONTENTS

〈前編〉1 当会法教育の概要	2頁
2 座談会「法教育の実践とこれから」	4頁
3 資料：法教育プログラム一覧	15頁

1 当会法教育の概要

2024年度法教育総合センター本部長代行 中嶋 靖史 (47期)



1 当会の法教育と法教育総合センター設立の経緯

とある懇親会で時の副会長から「よろしく頼むね」という一言があった。「んっ？ 何かな？」と思ったら、そのあと続けて「法教育協議会よろしくね」との依頼であった。この一言が私と法教育総合センターとの出会いに繋がった。

当会の法教育授業は各委員会が独自に行っており、それぞれに歴史と文化がある。参加型の民事、刑事の模擬裁判やロールプレイのほか、各種委員会による活動分野についての講義など、多種多様であり、実施件数も圧倒的に多く、他会の追随を許さない。私が以前法教育委員会（当時は「法教育センター運営委員会」）の委員長を務めていた時、担当事務局の方に「東弁の

法教育はすごいです！」と言ってもらえたのが、今でも心の中に焼き付いている。

多数の委員会で多くの法教育授業を行うと、当会の法教育の全体像が分からない、お互いどんなことをやっているのか分からない、といった弊害も生じる。その対策として2012年度に作られたのが「法教育サミット」である（LIBRA2013年6月号参照*1）。

今まで、縦割りだったものに対して横に串を刺すというこの法教育サミットは大きな意義を有していたが、人的、財政的な体制作り、会全体としての広報などは今後の課題として残された。

話を遡ると、今の法教育委員会が担っている刑事模擬裁判は会派の若手弁護士が中心となって始め、広報委員会の見学部会（後の法教育部会）が行うようにな

っていた。2004年度この法教育部会を広報委員会から独立させる、という案が理事者から出され、部会員からは猛反発が起きた。激しい議論の末、部会で行っている法教育活動はそのままやり、ただ、組織としては独立の委員会とすることになり、2005年度に「法教育センター運営委員会」が誕生した。

話を元に戻すと、法教育サミットの時に残った課題を実現するべく2016年に「法教育に関する協議会」が誕生した。同協議会は法教育を行う各委員会で構成され、「法、司法手続及び司法制度などに関する知識や考え方の習得のために、実践的かつ継続的な教育を実施することを目的として」設置された。役割は情報共有と相互理解、そして体制作りには広報活動、このような形で法教育サミットは発展的に解消された。

そしてこの協議会が2017年「法教育総合センター」として衣替えをする。2005年に「法教育センター運営委員会」ができて以来感じていた、運営する委員会はあるものの運営されるべき「法教育センター」とはなんぞや、というもやもやは解消された。

2 法教育総合センター及び法教育授業の意義・役割

法教育総合センター（以下「当センター」という）の役割は、端的に言えば、法教育を実施する各委員会の連絡調整、政策提言、予算交渉、各委員会の連携等である。

当センターに参加している委員会等は全部で16あり、そのうち11の委員会で法教育授業を行っている。まずは、これらの授業が一覧できる冊子、法教育パンフレットを作り、また、それに沿ってウェブサイトも改訂を行った。また、学校等からの申込先も当センターに一本化し、申込内容を見て各委員会に振り分ける方法に変えた。講師日当も当センターに全て集約することとなった。さらには各委員会が行っている授業のプレゼンをやってもらい、相互理解を深め連携を強化することによって、当会がどのような法教育授業を行っているのか、内容面でも予算面でも全体像を把握できるようにした。

近年は広報や財政問題に取り組んだ結果、各年度

の増減はあるものの、派遣件数*2は、コロナ禍という大きなマイナス要因を経ても、186件（2017年度）から195件（2024年度）と増加した。法教育サミット発足時（2012年度）には81件しかなかったことを考えると法教育が目覚ましい発展を遂げていることがわかる。財政面においては、学校からの謝礼額は約123万円（2017年度）から約284万円（2024年度）へ、日弁連からの費用補助は66万円（2017年度）から約78万円（2024年度）へと増加し、講師日当との収支差額は飛躍的に改善している。

それでも日当予算の金額だけを見ると他の委員会と比較して大きなものと映りがちであるが、それは、16の委員会で構成され、11の委員会でやっている200件に迫る講師日当を当センターに集約しているためであり、その点は御理解いただきたい。また、法教育授業は、未来を担う生徒等に法的思考力や法の知識を普及させ、問題解決能力を養い紛争を未然に防ぐという教育効果がある点は当然であるが、多数の生徒等に対し、弁護士の日常などを伝えることにより、弁護士を身近に感じてもらうことができ、気軽に弁護士に相談できるんだということを伝えることもできる。さらには法曹に興味を持つ生徒等に対しては弁護士の魅力などを伝え、より一層法曹に興味を持ってもらうことができ、将来の法曹獲得にも寄与している。実際に当会の法教育授業がきっかけで法律に興味を持ち、法曹になった元生徒等は相当数に上り、その中には当会の会員として今度は講師として活躍している会員もいる。このように法教育授業は弁護士会の広報活動という面からも法曹獲得という面からも有益な活動であるという点を、どうか御理解いただきたい。

また、実際に授業を行っている会員の多くは60～70期代が多数を占めている。法教育活動は若手の活躍の場であり、会務活動への参加の入口ともなっている。

会員各位におかれては、このような活動を温かい目で見ていただき、御理解、御協力を賜りたい。また、法教育活動に興味のある会員は是非講師として学校へ赴いてほしい。この活動は「学校へ行こう！」という合い言葉から始まった。

*1：https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2013_06/p02-11.pdf

*2：派遣件数の統計資料は、当時の管理方法等により数字が異なる。



2 座談会「法教育の実践とこれから」

日時 2025年3月7日(金) 午前11時～ 場所 弁護士会館 502 号室

出席者 *敬称略

民事介入暴力対策特別委員会	松尾 宣宏 (58 期)
消費者問題特別委員会	佐伯 理華 (62 期)
性の平等に関する委員会	山本 真由美 (62 期)
子どもの人権と少年法に関する特別委員会	朝妻 理恵子 (63 期)
労働法制特別委員会	正木 順子 (64 期)
法教育委員会	木下 圭一 (67 期)
労働法制特別委員会	大石 遼 (68 期)
(司会) LIBRA 編集委員	草木 良文 (69 期)
LIBRA 編集委員	西川 達也 (61 期)

特色ある法教育活動

司会：本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして有り難うございます。日ごろ法教育活動をされている委員会の委員の方にお話を伺って参ります。まず、所属委員会と活動内容をお願いします。

木下：法教育委員会の木下圭一です。当委員会は、10年目前後の委員が委員長を務める若い委員会で、私は2023年度に委員長を務めました。

授業の内容は、刑事裁判傍聴、その他に民事、刑事の模擬裁判があります。模擬裁判はそれぞれ小学生向けと中高生向けに分けて実施しています。あとは、テーマに応じて、例えばマンションの住民がどうしたら一緒にうまく暮らしていけるのかのルール設定をするルール作りの授業と、弁護士とはどういう仕事をしているのかなどをお話する職業紹介の授業を行っています。

朝妻：子どもの人権と少年法に関する特別委員会（以下「子どもの権利委員会」という）の朝妻です。子どもの権利委員会では、いじめ予防授業を年に

50件から60件くらいやっています。非行予防授業もやっていて、そちらは年に1件か2件あるかなというような状態です。

私は委員会の中にある学校部会の副部長なのですが、その学校部会の中のいじめ予防授業PTのPT長をしています。

正木：労働法制特別委員会（以下「労働法制委員会」という）の正木と申します。私は現在、労働法制委員会の中に設置されている法教育部会の部会長を務めています。

私どもの委員会では、小学校、中学校、高校、大学、あと専門学校に出向きまして、労働法に関する授業を行っています。就職とかアルバイトということが身近になってくる、高校生、大学生、専門学校生に対しては、アルバイトをするときに起こり得る問題についてお話をしたり、就職活動のときに起こり得る問題についてお話をする授業を行っています。

最近は若くして起業する方もいらっしゃいますので、使用者として、法律上気を付けなければいけないことは何かということを理解していただくという観点

からも、授業の内容を構成するよう工夫しています。

大石：同じく労働法制委員会の大石と申します。私は正木弁護士と同じで、労働法制委員会の法教育部会に所属をしています。

基本的には正木弁護士の下で、実動部隊として法教育の現場に行っています。実動部隊は、多い人で年3、4回、少ない人だと1、2回現場に行っているかなというイメージです。

佐伯：消費者問題特別委員会（以下「消費者委員会」という）の佐伯と申します。消費者委員会内の消費者教育部会の部会長を2022年度から3年間担当していました。消費者教育部会では、都内の高校を中心に消費者講座の講師を派遣し、消費者被害防止のための授業を実施しています。成年年齢が18歳に引き下げられ、また、コロナ禍で若者のインターネット利用時間が増加したことも影響し、若者が副業詐欺等の消費者被害に巻き込まれることが増えているように感じます。お金のない若者の場合、消費者金融から借入させられて被害に遭うケースが目立ちます。そうした被害防止のための授業を中心に行っています。

山本：山本真由美と申します。性の平等に関する委員会（以下「性平等委員会」という）で、法教育PTに所属しています。性平等委員会には、DVPT、セクシュアル・マイノリティPT、労働PT、法教育PTがあるのですが、法教育PTではその他のPTに所属している委員が専門の知見をもって教材を作ったり、講座を実施することもできるので、その点ではとても流動的なPTであると思います。

松尾：民事介入暴力対策特別委員会（以下「民暴委員会」という）の松尾と申します。民暴委員会でやってい

る授業というのは、若者を犯罪集団から守るための授業ということで、警視庁暴力団対策課とタイアップして行っています。現在の中心はやはり闇バイト防止授業ですね。関連して、入口であるSNS問題とか、あとは薬物に関する授業もあります。

委員会の特性上、暴力団が背景にあるようなトピック、今だと暴力団に限らず、匿名・流動型犯罪集団、所謂トリュウがバックにあるような事件にどうしたら巻き込まれないか、あるいは巻き込まれてしまったらどうなるのかを取り上げています。

ニーズを取り入れた授業の実施

司会：法教育活動に使用する教材はどのように作られていますか。

山本：性平等委員会では、時代に応じて授業の内容をアップデートしています。今までデートDVの授業の中にハラスメント、性の多様性を入れていたのですが、新たにジェンダーの意識というものも入れることにしています。あとは、最近問題となっている性的同意も採り入れています。

朝妻：子どもの権利委員会は、授業前に学校との事前打合せを全件で実施しており、基本的には学校が要望するものにフィットする授業にするようにしています。定型の授業案はありますが、それとは全く違う

教材の例 子どもの人権と少年法に関する特別委員会

見逃される「いじめ」

Bには直すべき点があるかもしれない
だからといって
Bを いじめ ていいことにはならない!

B ← ② A

「いじめ」は困りごとの解決方法として
「間違った手段」です!

Q 感じ方は同じかな…??

悪いこと
しちゃった

大きい?
小さい?

い
じ
め
た
め
人
を

イヤな気分…

深い?
浅い?

残る?
忘れる?

い
じ
め
た
め
人
を

ものとして最近、SNSいじめの授業案を作りまして、「LINE」のいじめとか、学校で実際に起こっているようなことを題材とした事例で授業を作り上げています。あと、いじめは発達特性がある子が発端となって発生することがあるので、障害、差別の視点も取り入れた授業を作るように取り組んでいます。

司会：子どもに興味を持ってもらったり、理解してもらうために工夫されている点はありますか。

朝妻：分かりやすい言葉遣いをするということですね。子どもたちに難しい言葉を使わないで、端的に伝えるためには、どのようにしたらよいか常に考えています。それから「PowerPoint」を見やすくする、文字を大きくするだとか、フォントに気を使うなどですね。

大石：労働法制委員会では、過去の授業に用いた「PowerPoint」が全部クラウドに入っていますので、学校側と打合せをさせていただいたときに、要望をヒアリングして、過去に近いものがあるかを探して、それをアップデートしていくという形です。

学校側からの要望で、多様化してきているものがハラスメントかなと思います。カスハラとか、就活のオワハラなどは取り上げてほしいという学校が増えてきていると感じます。

佐伯：消費者講座の実施にあたっては、できるだけ、眠らずに授業を聞いてもらえるよう、いろいろ工夫をしています。授業のところどころにクイズ形式の



民事介入暴力対策
特別委員会

松尾 宣宏 (58期)

質問を織り交ぜて手を挙げさせるなどして、授業への参加を促したり、被害事例の漫画をスライドで投影し、弁護士が登場人物になりきって寸劇をして理解を促したり、また、事前に生徒たちにアンケートを行って集計し、結果データを利用して授業を進めるなどして授業を受けている生徒たちに関心を持ってもらうよう努めたり、授業時間に余裕のあるときはワークショップを実施したりしています。

マルチ商法とか、最近流行のSNS型投資詐欺とか、パターンがだいたい決まっていますから、典型的な事例を知っておいてもらえれば、きっと被害防止の役に立つと思っています。ですから、なるべく、眠らずに授業を聞いてもらえるよう、メンバーで工夫しています。

木下：法教育委員会では、教材については過去の蓄積がだいぶありますし、ある意味、普遍的な内容なので、最近ではマイナーチェンジ、時代に合わせた設定の変更などが中心になっています。3年に一度くらい、授業のシナリオの数が少ないところを新たに補充して作るとか、そういうような活動をしています。

西川：模擬裁判のシナリオは何本かあるのですか。

木下：小学生刑事は2つ、小学生民事が1つ、中高生民事が3つで、中高生刑事が5つ、会計士会の授業とセットになっているオータムスクール専用の中高生刑事が1つあります。どれも諸先輩方にしっかりした

ものを作っていたので、今でも使っています。

山本：性平等委員会では、時々あるのが例えばセクシュアル・マイノリティを扱うときに、学校側から当事者がいるから、またはセンシティブな問題だから、表現を変えてくれとか、逆に詳しく教えてほしいとか言われることがありますね。

教材の例 消費者問題特別委員会

トラブル事例
マルチ商法



質問

SNSで突然投資の情報を提供しているグループに組み込まれた。グループのやりとりをみると、グループの参加者は、FX取引の専門知識がある有名な先生の指示に従ってFX取引をして、皆大きな利益を上げている様子である。それを見たあなたは、

- A 自分も先生の指示に従って投資にチャレンジ
- B しばらく参加者のやりとりを眺めて様子を伺う
- C ブロックする



消費者問題特別委員会
佐伯 理華 (62期)

松尾：事前準備は、経験者の委員が必ず1人入って、なるべく対面で打合せをしています。

あとはNGワードがあることもあります。例えば学校の生徒さんだったら、自身が、もしくはその近親者がオーバードーズで自殺未遂をしたとか、例えばそういうことがあったりすると、薬物に関する授業でもアプローチとして慎重にならざるを得ない。トピックとして避けはしないんですけど。

他には、やはり下ネタになりかねない性犯罪のキーワードですかね。それがどこまで許容されるかというのは学校側とあらかじめコンセンサスを取っておくことなどが注意点になります。

授業担当者確保と育成

司会：出張授業を担当される委員の確保はどう工夫されていますか。

佐伯：コロナ禍でWEBでの委員会が増えてから、新規の担当者の確保が難しくなっているように感じます。やはり飲み会などを実施し、リアルで会う機会を設定すると、新しい人が参加しやすいようです。

西川：子どもの権利委員会は出張授業が年間約50回と多いですが、担当弁護士の確保はどうされていますか。

朝妻：結構大変ですね。新しい人をなるべく入れるというのはあります。新規で登録されて、委員会に配属された人には声を掛けて、要件研修があるので、研修をとにかく受けてもらって、派遣しています。

ただ、その後2～3年すると、皆さん、もういいかなと思ってやめていくんですね。そこを引き留める方法を考えなければならないと思ってまして、やはりワンパターンのことを繰り返さないで、新しい



性の平等に関する委員会
山本 真由美 (62期)

授業があることをお伝えすることが大事なのかなというふうに思っています。でも、本当に講師集めは大変です。

西川：教える側もワンパターンにならないようにということですね。

朝妻：そうですね。土曜日の授業も結構多いんです。土曜日の申込みがあると、皆さん、やはり家庭があって、自分の子どもの学校公開があったりもするので結構大変です。

山本：性平等委員会では、以前、委員会が終わった後に、学校で普段やっている授業の模擬授業を委員の前でやってみて、それでハードルが高くないということを示して、こんな感じでやっているの、皆さんもぜひ参加してくださいというのをやったことがあります。

木下：法教育委員会も、授業と一緒に担当したことがあるとか、よく知った人はよく来てくれるというのは同じだと思います。あと、当委員会は夏休みジュニアロースクール*1を毎年7月に実施する際、研修員に、模擬裁判の裁判官役、検察官役、弁護士役を研修として体験してもらって委員会に根付いてもらうことが恒例になっています。

正木：労働法制委員会としては、授業をなるべく2人1組で行くようにお願いしています。1人は何度も行っていてくださっている委員と組んでいただくような形にしているので、授業の経験がないという方でも、取り組みやすいような工夫をしているところです。最近は若手の委員たちが積極的に手を挙げて行ってくさるので、なるべくそういう人たちが参加しやすいような工夫をするということと、任意に行ってくださいという環境をつくるということも工夫はしています。

*1：刑事裁判の傍聴、弁護士会館での民事・刑事模擬裁判を行うイベント <https://www.toben.or.jp/manabu/jr.html>



〈司会〉
LIBRA 編集委員
草木 良文 (69期)

大石：学校からの授業の申込みがあると、希望される授業の概要が書いてある申込用紙をメーリングリストで流すんですね。以前からの継続の学校であれば、前年度、授業を担当された委員がそれに続けて、メーリングリストでこんな学校だったよとか、準備するほど大変じゃないよとか、いろいろな情報を回してくれています。

山本：性平等委員会では、学校側から「前年この弁護士さんをお願いしたので、今年もこの弁護士さんをお願いします」と指名が来るので、必然的にその学校はその委員で固定みたいなのがあります。

司会：学校から指名があった場合、基本的に指名された委員が行けますか。

正木：1人の方は指名していただいた委員と、あとはもう1人は別の方に行っているみたいです。ずっと同じ人が行くという固定的になるというのも、いい面も悪い面もあると思うので、どなたか少しずつ変わっていけるようにということは考えて、1人は交代するというような工夫はしています。

朝妻：いじめの授業も指名が結構ありますね。対外的には、講師の指名は承っていません、ということにしていますが、事実上、その方が行くことが比較的多いかなという状態です。

松尾：当委員会は警視庁の暴対課を通して授業の依頼

が来るので、学校から警視庁に申込みがあって、それを当会、一弁、二弁で割り振っています。

外部との連携

司会：警視庁との連携の話が出ましたが、行政と連携して授業を受け付ける、行政と一緒に活動されている委員会はありますか。

佐伯：消費者委員会では、2023年度に、消費者庁の受託事業として、「事業者等における新人向け消費者教育研修業務」というのを行ったことがあります。

受託したその年度中に、100社以上の企業に対して説明会を行い、60社以上の企業に講師を派遣し、しかも、消費者庁の事業である以上、派遣先は全国規模でなければならない、さらに、説明会実施先や講師派遣先の開拓、すなわち営業活動はすべて当会が担うという大掛かりな内容でした。

消費者教育部会のメンバーは限られており、また、当会が全国規模の営業活動をするのは困難であり、また、そもそも行政に物申す立場の弁護士会が行政の手足となって事業を行うのはどうなのかという意見もあり、いろいろ問題がありました。

朝妻：行政との連携は、多摩支部で結構進んでいて、いじめ予防授業は多摩支部ではいくつかの市と

連携して全校実施というのをしています。その一つに西東京市立中学校での全校実施があるのですが、約半数の学校については本会が授業を担当しています。

松尾：立川市は結構盛んで民暴委員会も小学校は10校ぐらい実施しているんじゃないかと。校長会などで、そういう話を聞いた先生がうちもみたいな感じで手を挙げて、警視庁に申し込むと

授業風景・教材の例

性の平等に関する委員会



自分は誰かの「もの」ではない。 対等な関係ってどうのこと？

- ▶ 付き合っている者同士で、「上下関係」はない
 - ▶ 考え方が違っても、自分の考えを押し付けない
 - ▶ 相手を独占するのではなく、友人関係や家族とのつながりも大事にする
 - ▶ お互いにイヤなことはイヤと言い、その言葉を尊重する
 - ▶ 怒鳴ったり暴力はグッとこらえて、静かに話し合いで解決する
 - ▶ 一緒にいると安心でき、笑顔でいられる関係にする
- ※付き合うことは怖いこと、悪いことじゃなくて、とてもステキなこと☆

36



子どもの人権と少年法に
関する特別委員会
朝妻 理恵子 (63期)

いう流れだと聞いたことがあります。

山本：性平等委員会でも、最近区役所の男女共同参画課から依頼が来ています。窓口が区役所の方で1本化されるのはいいところなんです。全部、資料もそちらの方に送ることができるので。ただ、学校の先生と事前に話ができないので、学校の細かいニーズとか、雰囲気とかはあまり掴めないまま、学校に行くというところがネックかなと思っています。だから、窓口は確かに区役所の方なんだけど、事前訪問とか、そういったことは充実した方がいいのかなと思いました。

木下：法教育委員会では、新宿区教育委員会からのご依頼により、10年目の教師の方々に模擬裁判等の授業を研修として実施してもらうということを行っていました。その研修を実施または見学した先生方に授業に取り入れていただくこともありました。

それと現在、法教育総合センター*2では、今年度から各自治体の教育委員会や校長会を訪問して、授業内容をご説明したり、先方のニーズの聞き取りをすることを始めており、来年度以降も継続していく予定です。

正木：労働法制委員会でも、行政との関係では、厚生労働省が法教育授業の委託事業をなさっておられて、そちらを、我々弁護士ではなくて、他士業の方々が受託されて、授業を実施されている実績が多いということを目にしました。そこで受託することを考えたんですけども、省の事業を受けると100件ぐらい授業に行かなければいけないとか、全国を回らなければならないとか、規模が大きすぎて。私どもの委員会で実動で活動しているのは20人ぐらいですから、それを実際にお受けするのは難しいのかなという判断



法教育委員会
木下 圭一 (67期)

に至りまして、そうした事業自体に関与するという
ことはない現状です。

法教育の意義

司会：皆さんの考える法教育の意義をお聞かせください。

佐伯：消費者委員会の消費者講座の目的は、消費者被害の防止です。若者だけでなく、高齢者も消費者被害が多いので、授業で聞いたことを、家に持ち帰って話してもらえれば、おじいちゃんおばあちゃんの被害防止にも役立つだろうと思っています。

また、私たちが学校に出向いて行って授業をすることで、授業を受けた子どもにとって、弁護士や法律が身近なものになると思います。

日本では、子どもにとって、裁判や法律があまり身近な存在ではないと感じます。例えば、有名な『トム・ソーヤーの冒険』では、子どもが法廷で証人に立つ場面が出てきますが、そのほかにも海外の児童書の中には、裁判シーンが出てくるものをよく見かけます。しかし、日本の児童書には、あまり裁判シーンは見当たらない。子ども時代に読む本の段階から、海外では裁判とか法律とかが子どもにとって近い存在なのに、日本は遠い存在なのだなと感じます。でもこれからは、日本でも裁判や法律を子どものうちから身近にしていく必要があるのだろうと。

だから、授業では、最後に、「弁護士に対する質問タイム」のような時間を作るなどして、できるだけ身近な存在に感じてもらえるよう努めています。

山本：終わった後の質問って、結構積極的に来ますか。

佐伯：その場で突然聞くと確かに積極的に手を挙げて質問する生徒は少ないですが、先にアンケートを取る

*2：法教育授業を実施している委員会などから集まった会員が法教育について活動報告、分析、協議する組織
＜参考＞以下、法教育総合センターのウェブページ「～法教育総合センターの成り立ち・活動内容～」より引用
<https://www.toben.or.jp/known/iinkai/law-edu-center/>

などすれば、いろいろな質問が出てきます。

山本：性平等委員会でも、「質問がある人はどうぞ」と言っても、勇気がなくて、みんな言わなくて。ただ、休憩時間があると、実はこういうことで悩んでいるんですけど、これは弁護士に相談していいんですかとか言ってくれることはあるのですが、みんなの前で手を挙げてというのが難しいようで、そのような事前アンケートという工夫はいいなと思いました。

松尾：僕は授業中に指名して当てています。法教育をやることの意義としては、弁護士側と社会的な意義と両方あって、弁護士側の意義としては、若い人の意識についてアップデートできることですよね。闇バイトなどの特に怪しい文言について、これを怪しいと思わないんだということがあったり、一方で意外とすぐに怪しいと気付いたりとか。

社会的な意義としては、社会はきれいなことばかりではないということを伝えられることです。それを早いうちから教えるというのは、いろいろなことを考える



〈司会〉
LIBRA 編集委員
西川 達也 (61期)

きっかけになるんじゃないかと思います。

朝妻：子どもの権利委員会のいじめ予防授業は「いじめ」を、人権の視点から考える授業なんですね。なので、最初に常に人権の話をするんですけども、子どもたちに、人権っていったいどういうことなのか、人権を尊重するってどういうことなのかということを伝える機会になっているというのはすごく意義のあることだと思っています。

学校というのは集団での生活なので、どうしても人権という言葉が、「相手の人権を傷つけるから自分勝手しちゃだめよ」という感じで使われるんですけども、そもそも人権というのは、「あなた自身、そのままの自分でいいんだよ、そのままを尊重するんだよ」というところから始まっているので、そこの出発点を伝えてあげたいという気持ちはすごくあります。いじめの視点を通すけれども、人権について伝える授業ということで、私たちは授業をしているところです。

正木：労働法制委員会では人生で必ず体験する、働くという状況に置かれたときに、どういう問題に向き合うことになるのか、「問題に巻き込まれたときには相談窓口に行こうね」ということをお伝えしています。それから、若くして起業するという方も最近増えてきているので、ご自身が使用者となられたときに、働いてもらう人との間で、どういう問題を抱えていくのかということを先に知っておくということも、とても大事なことだと考えています。

もう一つ私たちが大事だなと思っていることは、私たちが授業に行って、お話しする姿を見て、弁護士に興味を持つ人が増えたらいいということです。弁護士の仕事が面白いなと思ってもらうということは、法律的に物事を考えたり、法律の側面からある問題を解決できるという私たちが持っている技術に興味を持ってもらえることだと思っていまして、それを一番実感してもらえるのって授業を通して私たち

教材の例 民事介入暴力対策特別委員会

闇バイト ステージⅡ

- 案内役からこんな指示が...

「案件」入りました。今度はタタキです。
6月●日朝8時から、☆☆線◆◆駅前
待機でいけますか？

【目的地】東京都☆☆区▽▽3丁目☆☆...
Yさん(77歳)...

在宅確認の番号は、03-◆◆★-●●◎...

気づいたら罰されるのは自分だけ...

「トクリュウ」: 匿名・流動型犯罪グループ

あれ、あいつらどこいった...?

俺が考えたんじゃないのに...?

- 誰が指示したか → わからない
- 「命令されたからやった」 → 言い訳にならない
- グループはすぐに消える → 助けてくれない
- 最後に捕まって責任を取るの → あなただけ



労働法制特別委員会
正木 順子 (64期)

の仕事を追体験してもらうことじゃないかというふうに思っているんですね。

昨今、法曹志願者が非常に減っているという問題は、我々の業界にとってはとても大きな問題で、志願者になるべくたくさんいて、切磋琢磨する中で法曹の技術の高さを保っていくことはとても大事だと思います。若い人たちに法曹への興味を持ってもらうことは、我々が授業をやっている大きな意義だと思いますし、私たちこそが一番強力な宣伝媒体であると自負しているので、それは弁護士会として法教育をするとても大きな価値ではないかなというふうに考えています。

法教育授業が弁護士になるきっかけに

司会：法教育授業を受けて、法曹を目指された方は実際にいますか。

木下：法教育委員会では、組織の変遷などがありましたが、一番最初に法教育授業を始めてから今年が30年目ということになります。少なくともここ10年はほぼ毎年、研修員に、法教育授業を受けて弁護士を目指したという方が必ずいらっしゃるようになりました。それも最近は複数名いるようになってきているので地道な効果が出てきているという状況にあると思います。

さらには、法教育授業を受けて弁護士になったという若手の委員が母校をはじめとする学校に授業に行ったりというような、いい循環が生まれつつある状況です。

西川：そうすると、10年前に当会の法教育授業を受けた方が、今当会の弁護士になっているくらいのスパンになるのですね。

木下：そうです。

西川：素晴らしいですね。



労働法制特別委員会
大石 遼 (68期)

司会：生徒は法教育授業を受けて、弁護士のこういった点がよいと思われたのでしょうか。

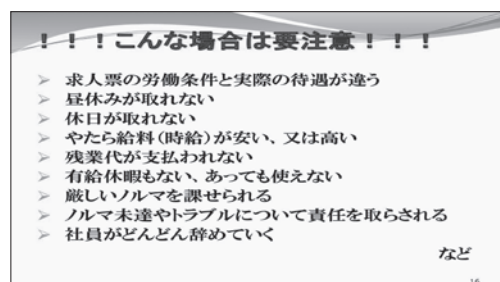
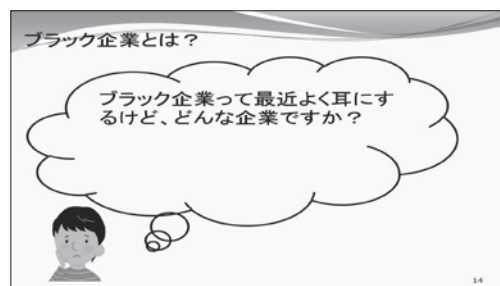
木下：それはもういろいろですね。見てかっこいいと思ったという人もいらっしゃるし、今まで裁判官や検察官になろうと思っていたけれども、判断者としてではなく、どのように話をまとめるか、その人のために考えていくという過程を法教育授業でまさに追体験をして、考える側に回りたいということを言うくださる方々もいらっしゃいます。

西川：授業に対する反応でうれしかった、よかったというようなエピソードがあればお聞かせください。

佐伯：消費者講座の授業をすると、それまで弁護士として堅くて、頭がよくて、近寄りがたい存在だったけれども、イメージが変わりましたみたいなことはよくアンケート結果に書いていただけます。

大石：労働法制委員会だと、特に高校生以上の授業の場合、アルバイトをしている人がすでに相当数いますので、自分がブラック企業に勤めていることが

教材の例 労働法制特別委員会



分かりましたとか、私はこれぐらいもらえることが分かりましたとか書いてあったりするんで、その辺のリアクションは読んでいても面白いです。

山本：性平等委員会の場合だと、中学、高校が多いんですね。中高生だとデートDVとか、セクシュアルマイノリティについて、まったく知らなかった、学んだことがなかったということが多い。ですからいいところと言えば、最近のSNSとかインターネットとかで間違った知識を得る前に、弁護士が接することで、正しい知識を教えることができるというところが、すごく意義があるなと思います。

木下：法教育委員会は他の委員会と違って、具体的なトピックが決まってないので、もう少しベーシックなところ、自分の意見をまとめて発表すること、相手の意見を聞いて受け止めて、必要があれば受け入れる、反論する、最後に場合によっては判断を下すこと、あとは事実と評価の違いとか、そういった法の考え方というようなものを扱っています。

学校の先生からよく言われるのが、普段はあんな

に発言しないのに、法教育授業では積極的だったとか、あとは事後的に、今までクラスの中でトラブルが起ころがちだったけれども、話をいったん受け止めた上で自分の意見が言えるようになったとか、そういう感想を頂戴していて、そうした社会における生活という中での意味もあるかなというふうに思っています。

コロナ禍の影響（授業の減少と対策）

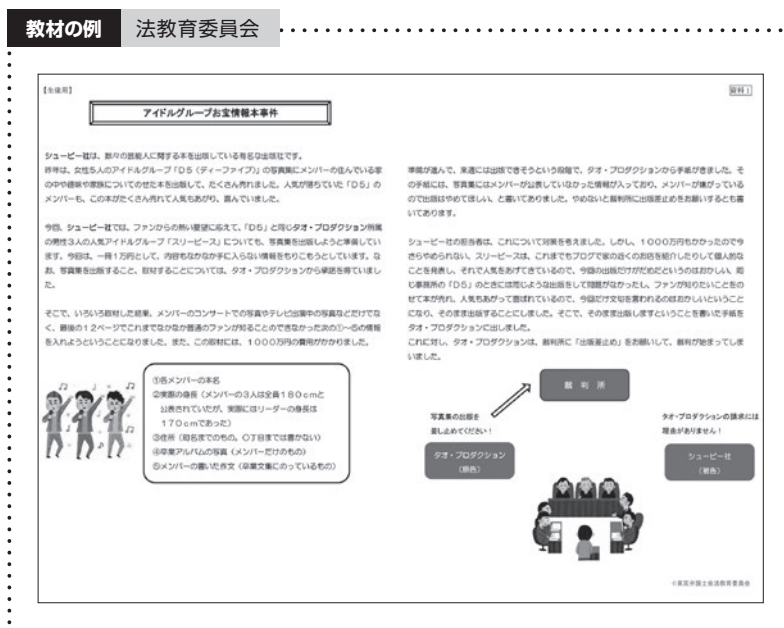
司会：皆さんは法教育総合センターに所属されている委員会ですが、他の委員会の法教育活動で知らないこともあるかと思います。他の委員会に聞きたいことはありますか。

正木：最近授業の申込件数が減っています。コロナ前の方が数が多くて、コロナのときはやはりだいぶ減ってはいたんですけど、コロナの前ころほど件数が戻ってきてない。それは皆さん同じような現象なのか、増やす方向でどのような工夫をされているのかお伺いしたいですね。

木下：傾向としては法教育委員会も同じでコロナ前はすごく伸び2018年が最多で、てんやわんやの状態だったのが、コロナで激減したような状態です。今年度はかなり戻ってきました。

あとは模擬裁判が多くなったり、裁判傍聴が多くなったり、社会のトレンドとか、学校のトレンドとか、申込者側のニーズと
しての変化があるようです。

佐伯：消費者委員会も、コロナ禍で一時期がくんと減って、申込みがほぼゼロに近い年もありました。最近、また戻ってきていますが、コロナ禍前の水準までには戻っていないかもしれないですね。



授業風景



ですので、各学校への消費者講座の案内や周知に力を入れたいと思っていますところなのですが、一方で、当会はお金がないからと、毎年秋ごろ都内の高校に送っていた消費者講座のパンフレット送付のための郵送費用の予算も削られてしまいました。講師の日当についても、たびたび減額の話が持ち上がりますし、消費者講座の意義は大きいはずなのに、逆風が吹いているように感じます。

朝妻：トレンドはすごくあると思います。いじめ予防授業は今、トレンドが来ているので、伸びているんですけども、東京都教育委員会が作っているいじめ防止の冊子に、いじめ予防授業などを使えと書いてあるんです。

学校は今、いろいろな外部の授業があって、弁護士会だけじゃないので、そういう意味でトレンドじゃないと申込みが来なくなるのかなと思います。

山本：性平等委員会は正直、あんまり数が減ってないんですよ。それはリピーターがすごくしっかりしているんですよ。主に養護教諭の方、いわゆる保健の先生にうちの委員会がアプローチして、デートDV、セクシュアル・マイノリティ、ハラスメントを教えますということを言ったら、すごく養護の先生に大人気になって、その先生方がその学校にいる限り、ずっと毎年、申し込んでくださっています。その先生がよその学校に変わっても、その学校から申し込んでくださって、あとは前にいた学校にも引き継ぎをしておいてくださったりして、それでどんどん増えていくという感じなんですよ。

ですから、トレンドというのはもちろんあるんですけど、現場の先生の声からすると、今、子どもたちに必要な授業ということで、お申込みが来ますね。セクシュアル・マイノリティも一時的ブームに終わらずに、ずっと来ているというところはあります。

木下：一度授業をしていただいて、良さとか意義を実

感していただいた先生がリピーターになるというのは、法教育委員会も同じですね。指導主事の先生から言われたのは、自分が大学で教員免許を取ったときに習ってないことが教科書に入ってきてちゃって困っているということを強調しておられたので、その声を拾っていくというのは、授業を増やす方法の一つになりそうです。

法教育の今後の課題と展望

司会：最後に今後の法教育の課題、展望をお聞きしたいと思います。

木下：どれだけ多くの生徒さんに法律を知ってもらうか、弁護士を知ってもらう、そのためにはどのようにして委員会活動を、当会としての活動を広げていったらいいのかということが、やはり一番の課題だと思います。

これは委員会というよりも個人的な発想ではあるんですけど、子どもに教えるに行く前提として、学校の先生たちに法律、法教育を理解してもらって、それをもとに法教育授業を取り入れてもらっているというようなことを考えていくと、もしかしたら広げやすくなるのかなというふうには考えています。

朝妻：やはり楽しんでやりたいというのがありますので、何か一つの新しい授業をつくるときに、仲間内でいろいろ、こうがいいんじゃない、ああがいいんじゃない、と話しながら授業をつくって、実際、授業をやって、どうだった？ というような話をすると、講師の方としてもすごく楽しいんですね。皆さんがそういう楽しさを実感できるような、人と人との繋がりを委員会内でもつくって、新しい授業をつくっていくということがすごく、続けていくという意味では重要なことと思っています。

あとはずっと続けるためには、その人が伝えたい



ことがあるというのが重要で、いじめについて伝えたいというだけではなくて、個人の尊重だとか、弱者救済だとか、多様な文化を受け入れるとか、対話をするのが大事なんだとか、そういう弁護士ならではの思いがあるということがすごく大事だと思っています。

大石：派遣する講師の確保というのは、非常に問題にはなっていると思っています。

一昔前、私が法教育部会に入ったころであれば、弁護士側のメリットというところで、スキルが上がるよとか、人前で話すというなかなかない経験ができるし、そのうちセミナーをやるかもしれないでしょうみたいな話がありました。そういうところをどう70期代の委員に伝えていくのか。60期代はまあまあいるんですけど、70期代で実動してくれている委員が多いと言われると、たぶん数えるぐらいだろうなと思います。むしろ上の期の委員は熱心にやってくださったりとか。そこを何とかしないと、せっかく件数が増えても、授業が続けられなくなる。

佐伯：2022年に高等学校学習指導要領が改訂になってから、「高校での金融教育が必須化」などとメディアで騒がれています。この「金融教育」の流れにどう対応していくかが大きな課題だと思っています。2024年10月からJ-FLEC（金融経済教育推進機構）による講師派遣がスタートしましたが、業界団体側の講師が講義をすれば、その内容はどうしても投資偏重、投資ありきに偏るのではないかと懸念があり、今後私たちの側はどう活動していくべきかと。

山本：性平等委員会では、依頼は多いんですけど、やっぱり皆さんと同じで、委員の確保がなかなか難しいという課題はあります。ただ、そこで新しい人を獲得するには、やっぱり日当がしっかりしてないといけないというのはありますね。若手が日当をもらえるんだったら行ってみようかなと思えるような。

もう少し、法教育というものにこれだけの価値があるんだということを理解していただいて、予算を付けていただきたいというのはあります。1回の授業に弁護士が1人で行くことが最近増えてきてしまったんですけど、例えば高校入試が終わって、眠い眠いと思っている子どもたちを引き付けるのって、1時間でも大変なんですよ。弁護士が2人いて、それで掛け合いをしながらやると、子どもたちも興味を引かれたりするので、やはり弁護士2人は最低派遣したいというのがあるんです。

朝妻：日当の話は本当に切実ですね。授業案を作るのって、すごく労力が必要なんですよ。日当がほぼなく、その中で授業案を作る、その労力をなくすと、同じ授業をずっとやることになって、つまらないんです。そうすると人が出ていってしまうという負のループになるので、すごく重要だと思います。

大石：アソシエイトの立場だと、ボスに説明しやすいんですね。日当がこれだけ出るから、ちょっと行ってみますみたいな。若手にとって、例えば1万円出れば、ちょっとお一っとなるんですけど、それから減っていくと、インパクトがやっぱりという。

松尾：法教育というのが、普段の業務とまったく結び付かない、法教育と普段の仕事は別のものという弁護士が多いと思います。でも、法教育にかかわることによって獲得できるスキルって、普段の業務に活かせることが多い。それは踏み込まないと分からない。そういうことを伝えていくべきです。

単に委員会に協力してよかったね、子どもたちに喜んでもらってよかったねではなくて、そこで持ち帰ったものが、将来的には自分の能力とかスキル面の投資になるんだということが、もうちょっと整理されて、語られるといいのかなと思います。

司会：本日は大変有意義なお話をいただき、有り難うございました。

3 資料：法教育プログラム一覧

弁護士が出張授業を行います



体験型


裁判員ってどんな仕事？


有罪？無罪？
—刑事模擬裁判—


裁判をやってみよう
—民事模擬裁判—


ルール作りを
体験しよう！


刑事裁判を見てみよう

弁護士による出張授業を行います。
授業の詳細は、このパンフレットおよび下記
ウェブサイトをご覧ください。
授業によっては、学校のニーズに合わせた授業
を提案いたしますので、ご相談ください。

<https://www.toben.or.jp/manabu/>
(東京弁護士会HP 「法教育プログラム」)



申込手順

- 1 学校でプログラムを決める。
実施を希望するプログラムの内容、時期、人数
等を決めてください。
- 2 申込みを行う。
ウェブまたはFAXにてお申し込みください。
※電話での申込みは、受け付けていません。

- ウェブ申込みページはこちらです。
<https://ws.formzu.net/fgen/S385969478/>



- FAX申込み用紙は、上記ウェブサイトからダウ
ンロードするか、このパンフレットの巻末申込
書をご利用ください。

申込受付後、東京弁護士会法教育総合センター
から受付のご連絡をいたします。

講義型




いじめ予防授業


デートDVについて
考えよう


少年事件と
少年非行を学ぶ


犯罪の被害者支援に
おける弁護士の仕事


違法バイト・薬物・SNS
の怖さを知ろう


18歳選挙


働く前に知っておこう
—労働のルール—


消費者問題って
なんだろう


セクハラ


性の多様性


「多文化共存社会」
の実現に向けて


「難民」から見る日本


環境について考えよう


憲法出前講座
—憲法ってなんだろう—


弁護士の仕事・司法制度ってなんだろう

費用について

- いじめ予防授業は有償です。
講師1名につき1コマ税込1万1千円。
初回利用など事情がある場合は応相談。
保護者講演は授業とは別に費用が必要です。
- その他の授業は、謝礼の有無にかかわらず、実施を
検討いたします。
- 模擬裁判では小道具の返送費用をご負担いただきま
す。

【 対応教科・領域一覧 】

こんな授業で利用できます！ 発達段階に応じた法教育を行います！

カ テ ゴ リ	プログラム名称	掲 載 頁	国 語	社 会	保 健 体 育	家 庭 科	学 級 活 動	道 徳	総合的学習				生 活 指 導	特 別 活 動
									全 般	生 活	キ ャ リ ア	ク レ ィ シ ョ ン		
体 験 型	裁判員ってどんな仕事？	3		○			○	○	○		○	○		
	刑事模擬裁判 ～刑事裁判をやってみよう！～	3	○	○				○	○		○	○		○
	民事模擬裁判 ～民事裁判をやってみよう！～	4	○	○				○	○		○	○		○
	ルール作り ～みんなが納得できるルールを考えよう！～	4		○			○	○		○	○	○		○
	刑事裁判傍聴 ～刑事裁判を見て考えよう！～	5		○				○	○		○			○
講 義 型	弁護士による犯罪被害者支援 ～もしあなたが犯罪の被害にあったら～	5		○			○	○	○				○	○
	憲法ってなんだろう ～憲法出前講座～	6		○						○				
	18歳選挙と選挙権の大切さ	6		○			○		○					
	環境問題出前授業 ～持続可能な社会に向けて～	7		○		○	○	○	○	○			○	○
	働く前に知っておこうー労働のルール	7	○	○	○	○		○			○			
	反社会的・組織的犯罪集団に巻き込まれないために ～違法バイト・薬物・SNSの怖さを知ろう～	8		○	○		○	○	○	○			○	○
	ストップ！消費者被害 ～被害者・加害者にならないために～	8		○		○	○	○	○				○	○
	少年事件と少年非行を学ぶ	9		○			○	○	○				○	
	いじめ予防授業 ～弁護士が伝えるいじめと人権のお話し～	9		○			○	○	○				○	
	デートDVについて考えよう	10		○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	しない・させないセクシュアルハラスメント	10		○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	性の多様性について考えよう	11		○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	「難民」から見る日本	11		○			○	○	○					
	多文化共生社会に向けて	12		○			○	○	○					
個 人 参 加 型	職業紹介 ～弁護士の仕事を知ろう！～	12		○							○			
	(1) 夏休みジュニア・ロースクール (2) オータムスクール (3) 冬休み裁判傍聴会	13	○	○				○	○					○

* 法教育パンフレット https://www.toben.or.jp/file/houkyouikumenu_202506.pdf

東京弁護士会 前年度会長

上田 智司 会員

恒例の LIBRA 東弁前会長インタビューです。会長就任時に挙げられた抱負やその他の課題に、新しい発想で取り組まれ、山岳部の経験などからも学ばれたチームワークやコミュニケーションの大切さを意識されつつ、会長職を務められたのだ、ということを感じました。「人間、最後は気持ちですからね。理屈だけで人は動かないです」。本当にその通りだと思います。

聞き手・構成：町田弘香、坂 仁根



—— 本日は、よろしくお願い致します。まず、就任時の抱負3点についてですが、「会務運営への多様な意見の反映」の達成度は如何でしたか。

会派に入っている人が6割、その中で委員会活動に積極的な会員は7割位なので、全体の半分弱程度会務に関与している、残りがあまり関与されていないことになると思います。インハウスの方が1割位、女性会員も約1割、そういう方々が会務にかかわってくれるということが、会に多様な意見を反映するという意味で重要ななと思っていました。

—— なるほど。

そこで、インハウスや、あまり会務にかかわっていない女性会員との交流を重ねました。

ちなみに、会務や会への関与は、弁護士にとってメリットがあると考えています。インハウス向けの講義なども当会では積極的にやっています。それから、講演会後の懇親会が僕はすごく重要だと思うんですね。終わった後は大体懇親会がセットです。任期中はそういうことも随分やりました。

—— 今のお話は、二番目の抱負とも重なりますね。「会員にとっての弁護士の魅力の強化」という。会員にとって

の弁護士の魅力というのは、業務に役立つということでしょうか。

それは勿論あるんですが、もう一つ、弁護士の仕事は、たとえインハウスであっても、孤独なところがあります。自分で考えて、自分で判断しなくちゃいけない。そういうときに、相談相手がいることは重要で、弁護士の委員会活動、研究会とか、会派などに参加すると、いろいろな弁護士と知り合いになれて、交流が深まります。互いにプラスになるとか、高め合えるというのが結構あると思います。

—— 他会では会派はないんでしょうか。

会派は一弁や、二弁にもありますけれども、会派に属している会員が一番多いのは当会だと思います。

—— 入っている人は、楽しそうに見えます。

そうなんです。会派のいいところは、先輩後輩の交流ができる。会派は旅行会や勉強会をやったり、ゴルフ同好会があったり、交流の場がたくさんあるんですね。そこで友達ができ、先輩、後輩ができというなかで、本音の話ができる。また悩んだ時に、簡単に相談できる、孤独じゃなくなる、それは大切なことだと思います。

——そうですね。

交流が深まると、仕事や依頼者との付き合い方で教えられることもあります。こんな事件やっちゃいけないよとか、それは必ず後で苦労するよとか、そういうことも、教わることがありますね。ですので、会派に属していて、普通に委員会活動もやっている弁護士で、綱紀とか懲戒とかになっている方、あまり見たことがない。

——会派は、いくつかあるようですが、政党のように政策の違いがあるんでしょうか。

最初の頃は若干は政治的な偏りがあったように思いますが、今はもうそういう偏りはなくなり、政策はあまり変わらないです。

——「市民にとって頼りがいのある弁護士会を」という三番目の抱負の達成度はいかがでしたか。

市民にとって弁護士というのは遠い存在なんですよ。事件に巻き込まれたとか、そういう時に頼むのが弁護士という発想があるから、普段、弁護士は、自分とは関係がない存在。それを、そうじゃないんです、弁護士の活動領域はもっと広くて、事件だけじゃないんです、ということをアピールしていく必要があると考えています。事件にならないようにサポートをするところから、弁護士の仕事が始まっているという。

それに気がついたきっかけなんですけど、当会の役員は、各界の市民の方、労働組合とか、消費者団体とか、色々な分野の方々との意見交換を年に2回、行っています。そういう時、弁護士会に期待するものは何ですかと尋ねると、身近な存在であってほしい、というような答えが必ず返ってくるんです。

——身近に感じてもらう為には、広報は重要ですね。

おっしゃる通りで、私たちの活動って知られていない。当会だけでなく、日弁連も広報には苦労しています。弁護士が何をしているのかが、なかなか伝わってない。

私は、小、中、高の若い世代に、我々の仕事を理解してもらおうのが大切だと考えています。当会の法教育

委員会などは出張授業で、「弁護士の仕事」みたいなことを中高生に伝えています。それがきっかけで、弁護士になろうとかいう子たちも結構いるんですよ。

——そうなんですか。

法曹の道に進むことを決めたのは、小、中、高のどの時期ですかというアンケートを日弁連が取ったことあるんです。そうしたら中学校ぐらいからという回答が、結構増えていたらしいんです。

ですので、中学生とか高校生に、弁護士会がもっとアピールをすれば、志望者も増えるかもしれないし、そうならなくても、法の支配という理念の浸透に貢献できると思います。

——確かに子ども達の教育って大事ですね。自分が弁護士にならなくても、弁護士会とか弁護士に親しみを感じてもらえれば、そのイメージは多分続きますものね。

そうなんです。その子たちが大人になるわけですから。継続は力ですずっとやり続ければ、「弁護士さん、知らない」という人も減ると思います。それは東京からできることかもしれないですけどね。

——はい。

ついでに言えば、僕が会長をやっていたときに、夏休みの間の1週間ですけど、大学生に法律事務所で、弁護士の仕事を見てもらうという試みも初めて行いました。

20人ぐらい応募してくれたのかな。受け入れ事務所の確保の関係で、来て頂いたのは、10人ちょっとだったんですけど、好評でした。弁護士って、結構気さくなんだとか、相談に来た人が帰るときは明るい顔で帰って行ったのを見て、感激したというような感想も頂きました。今年も予算が付いて、続けられればいいと思います。

——1年を振り返って、残念だったことはありますか。

法定後見人が報酬の中から一定金額を弁護士会に納付しなくてはいけない制度を廃止したかったけれども、出来なかったことですね。昔、管財人報酬の一定

額を弁護士会に納付していたのですが、それは、廃止になりました。今、後見人は全体の報酬が、25万円以上だと納付しているんですね。僕はこれを廃止しようとしたんです。あるいは、少なくとも少しずつ率を下げましょうと。今、1割だったら5%、5%だったら3%と。

納付している人には、ボランティアのような仕事なのに、そこから弁護士会が取るとかという気持ちがあるわけです。僕もそう思います。それで各派に、意見照会をしたら、圧倒的に廃止に賛成かと思っていたのですが、そうでもなかったんです。僕としては、ぜひこれは早期に廃止してもらいたいなと思ってます。

——他にも、壁があってできなかったことはありましたか。

ハードルが高いことはありましたけれども、全部それなりに乗り越えてきたという感じはしています。

——そのハードルを越える秘訣は、何でしたか。

そうですね。副会長みんなと議論するわけですが、議論して最後にまとまる、そうすると結束力がものすごく強かったです。そういう理事者室でしたね。

——いいチームだったんですね。

本当にいいチームでした。これはちょっと余計なことかもしれませんが、僕は、高校の山岳部でリーダーをやっていて、全国大会で優勝しかかったんですけど、メンバーの1人が怪我をして棄権したという体験があります。

——当時の山岳部といたら、本当に人が死んだ時代ですね。

一歩間違えばそうです。そういうところでチームワークの大切さとか、そういうのを学びました。

——当会の会長とか、日弁連筆頭副会長のお仕事はどのようなものでしょうか。全く、イメージができないのですが。

まず当会会長について。当会は、議院内閣制で、理事者会は内閣のようなものです。総会で決まったことを、理事者会で執行する、その為に、細かいところ

を決めるのが、理事者会です。

当会の理事者会では、会長も副会長も一票の重みは一緒だし、会長だからみんなが従うとかそういうことも一切ないです。僕としては、それが、当会のいいところだと思っています。

その中で、会長と副会長の違いは、会長には、日弁連からたくさん情報が入ってくること。日弁連の筆頭副会長だから。それで、その情報を提供しつつ、上手にまとまるような方向で話し合いをするという、それが会長の仕事でした。

——では、日弁連筆頭副会長の職務は何になるんでしょう。副会長のまとめ役。副会長が15人いますから。

——どこの弁護士会から出すとかは決まっているんですか。

当会、第一東京、第二東京、大阪、名古屋は毎年出します。それ以外の地方会は、例えば四国だったら今年はどこそことかね。

——それはまとめるのは大変そうですね。

そうですが、なんとか、まとめることができました。

——秘訣はなんでしたか？

飲みニケーション（笑）。

——重要ですよ。飲みニケーション。

バーと名付けて、会長室をいつでも開放して、副会長の方が寂しいときはこっちに来てと。それで何度も会食しましたし、そこで仲よくなって。人間、最後は気持ちですからね。理屈だけで人は動かないです。

——地方と東京では、色々と違うんでしょうね。

違いますね。情報量も違うし、立場も違うし。例えば、東、一、二は日弁連の会議の為に同じビルの上の階に移動すればいいんですけど、地方会から来られた副会長の方々の中には、こっちに出ずっぱりみたいな感じになって、何か煮詰まっちゃうときもあるようです。そういうときに、バー、いつでも開いていますから来てくださいと言って、来てもらって。

——バーのような試みは、今までなされたことがないんですか。

いや、以前もそういう会長がいらしたので、冷蔵庫が残っていました。

——コミュニケーションが大切というお話ですね。

そうですね。コミュニケーションは、意思疎通とか情報共有に不可欠ですからね。僕も、いろいろな人、会長経験者とか、連合会長経験者などから話を聞いて、学んだことが沢山あります。僕にとっての会長のモデルは、僕が副会長をやったときの会長の若旅さんです。若旅会長も、みんなの意見を聞きながら、言うべきときは言うという感じで、コミュニケーションを大事にしていました。単に仕事ができる、能力があるというだけじゃなくて、みんなで一緒に一つの目標に向かって頑張ると、そういうのが大事だなとあらためて、実感しました。

——会長職のやりがいは何でしょう。

責任の重い仕事ではありましたが、当会が何をなすべきかという方向性をそれなりに示していくことや、会長の方針として新しいことができるのは、やりがいだと思います。

——誰かに、会長になるかどうか迷っている、と言われたら、どういうアドバイスをしますか。

当会を株式会社に例えると社長ですよ。これだけ大きな会社はないわけです。そこで社長として働く、こんなやりがいのあることはないじゃないですか。

——そうですね。

当会の役員は、誰も自分のことは考えてなくて、弁護士会、当会がどうあるべきかという気持ちで頑張っています。そうして「やっぱりさすが、東弁だよね」とどこに行っても言われます。人数が多いというだけじゃなくて、意見の中身とか、やっていることを含めて、やっぱり東弁は違うよねという見方をされます。当会が、日弁連を支えているなという感じがします。

——ところで、2024年度に21件の会長声明を発しておられますが、会長声明を出す事案と出さない事案の線引きはなんでしょう。

出すのは、基本的人権に絡むような問題ですね。弁護士の使命ですけど、基本的人権と社会正義の実現。だから、これらにかかわるかどうかということが、一つの選別の基準になりますね。

——21件のうち特に反響を呼んだ声明はありましたか。

最後に出した「国際刑事裁判所（ICC）の活動に向けられたあらゆる妨害・圧力に対して明確に反対する立場を表明することを日本政府に求める会長声明」が良かったということは、言われました。

その声明については、出した直後に、内閣の中核にいる人と会う機会があり、声明を直接渡して説明させていただき、それは確かにという反応がありました。日本国は声明を出さないんですかと言ったのですが、そこは国際的な話でいろいろと難しいところがあるという対応でした。おっしゃる通りとは言ってくれましたけどね。

——若手弁護士に一言お願いします。

若手弁護士には、弁護士会の委員会活動とか、会務、会派に入ったりして、いろいろな経験をしてもらいたい。日常業務を一生懸命やるのは勿論です。それ以外にも委員会活動などをやっていく中で得られるものがたくさんあります。そして、弁護士会がどんなことをやっているのか理解してもらいたいと。基本的にはボランティア活動ですが、必ず弁護士人生にとって返ってくるものがあります。

プロフィール うえだ・としのり

1986年修習終了(38期)。東京弁護士会副会長(2010年)、法曹養成センター委員長代行(2011～2014年)、司法修習費用給費制維持緊急対策本部(現 司法修習費用問題緊急対策本部) 本部長代行(2013年、2015～2018年度)、日弁連リーガル・アクセス・センター副委員長(2012～2018年度)、関東弁護士会連合会常務理事(2010年)、日本弁護士連合会副会長(2024年)等を歴任。

大阪弁護士会司法問題対策委員会との司法改革交流会報告

司法改革総合センター事務局長 枝廣 恭子 (62 期)

1 はじめに

2025年3月22日、当会の司法改革総合センター（以下「当会司改センター」という）は、大阪弁護士会司法問題対策委員会（以下「大阪司法問題対策委員会」という）との間で、毎年恒例の意見交換会を実施した。当意見交換会は、大阪と東京で交互に開催されており、当会司改センター及び大阪司法問題対策委員会の委員に加えて、両弁護士会の現執行部と次年度執行部（いずれも開催日時点）も一堂に会して議論を交わし、懇親を深める貴重な機会となっている。2024年度の意見交換会は、大阪において開催された（オンラインとの併催）。



2 当会討論・報告

当会からは、「法曹養成と弁護士養成のあり方」というテーマで報告を行い、意見交換がなされた。

(1) 法曹養成のあり方について



当会司改センターの三澤英嗣副委員長（法曹人口・法曹養成問題ワーキンググループ座長）は、20年前に法科大学院制度を中核とした法曹養成制度が開始されたが、その後、予備試験及び3+2の制度の創設、法科大学院在学中の司法試験受験が可能となったことなど、制度開始当時、全く想定されていなかった形で制度が大きく変容していると説明した。そして、その中で、法曹養成制度が弁護士の養成という観点で十分に機能しているといえるのかを検証した経過を報告した。弁護士の業務も多様化しており、「法曹に必要な能力」とは何か、どの時点でそれを備えていることが求められるのか、弁護士養成

に弁護士会としてどのように関与していくべきなのか、引き続き検証・議論していくことの必要性が共有された。

(2) 弁護士養成のあり方について

2024年度、当会に弁護士養成プロジェクトチームが設置された。同プロジェクトチームの兼川真紀座長は、大手法律事務所やインハウス弁護士の研修の調査、法科大学院協会からのヒアリングなどを行って現状の弁護士養成のあり方の課題について検証し、弁護士会がどのように弁護士養成に関与できるかとの観点で検討してきた結果を報告した。新規登録後の研修で終えるのではなく、継続研修こそが重要であり、弁護士会は、会員向けに十分な研修プログラムを用意することに加え、どのような研修があり、何を受けるべきなのかといった情報を随時分かりやすく提供する工夫が求められるとした。さらに、法科大学院の学生に対して幅広い弁護士像を示すような活動や、弁護修習科目を充実させるために司法研修所と連携することなどを今後の課題として掲げた。



(3) インターンシッププロジェクトのご紹介

当会が2024年度に初めて実施した主に法学部の大学生

向けのインターンシッププロジェクトが紹介された。法律事務所でのインターンシップを当会が仲立ちした試みであったが、定員を上回る応募があり、参加者からも貴重な体験ができたとの感想が多く寄せられるなど、成功裏に終わったことが報告された。法曹養成のための新たな取組みに、大阪弁護士会の会員からも高い関心が寄せられた。

3 大阪弁護士会司法問題対策委員会報告・討論



大阪弁護士会の出席者から
(左) 2024年度 会長 大砂裕幸弁護士
(右) 司法問題対策委員会 委員長 伊藤寛弁護士

(1) 司法シンポジウム・プレシンポ「今こそ裁判官制度を考える」報告

2024年9月3日に大阪弁護士会が日弁連との共催で開催した、「今こそ、裁判官制度を考える『これからの裁判官のために守るべきものとは』—裁判官制度の現代的課題と司法改革の進むべき道とは—」と題するシンポジウムの概要が報告された。裁判官の新規採用が困難となり、早期退職も増加している現状が明らかにされ、司法の独立性・安定性の低下や事件処理の遅延、判決の質の低下につながり得る重大な事態であって早期の対策が求められると、元裁判官及び現役の裁判官が語っている映像を交えて報告された。裁判官の不足という問題は参加者の間でも一定の認識があったが、その深刻さをより実感させる内容であった。

(2) 民訴シンポジウム「法的審問請求権」報告

2025年2月5日に『「法的審問請求権」という権利をご存じですか。訴訟当事者の権利を踏まえて充実した訴訟活動をめざそう』とのテーマで、シンポジウムが開催された。開催前の会員へのアンケートから、近年の民事訴訟において、審理の効率化が優先されて、証人調べなどの事実審理を十分にしないまま和解を強要する、あるいは結審する傾

向にある実態が浮き彫りになったとのことであった。シンポジウムの中では、法的審問請求権（当事者は自己の見解を表明し、かつ聴取される機会が与えられることを要求する権利）を実現するための「証拠申出書」、「証拠申出補充意見書」のモデル案を提示したことが報告されたが、訴訟審理を充実させるための新たな試みに、当会の会員からも高い関心が寄せられた。

(3) 「証言・供述の記録の在り方についての意見書」報告

大阪弁護士会が、2024年9月に、最高裁判所と法務省に対し、証言・供述の記録の在り方に関する現状と課題を公表すること、自動音声認識システムの検証や諸外国の調査を実施すること、検討の場を設置することを求める意見書を送付したことが報告された。

(4) 地域司法データ

大阪の司法の実情（紛争の件数、裁判件数、裁判官の人数）を調査した「大阪地域司法データ2024」の内容を報告した。大阪地裁の新受件数はここ10年ほぼ横ばいの状態である一方、本人訴訟の割合が低下し、成年後見事件が増加するなど、弁護士に関与する案件が増加している傾向もみられるとのことであった。データは、市民に広く充実した法的サービスを提供するための弁護士会における施策に活用したいと語られた。

(5) 「裁判所・裁判官の現状と課題」に関するブログ掲載資料の紹介

「弁護士山中理司のブログ」を運営している山中理司委員が、裁判所及び裁判官に関する情報公開文書を掲載しているブログ記事を紹介した。

4 おわりに

双方の発表内容について様々な意見が発出され、法曹として求められる素質を育てることや、裁判官が不足する事態に対処することは、司法制度の根幹にかかわる重大な事由であるとして、引き続き議論検討していく重要性が参加者の間で共有された。

終了後の懇親会も盛会のうちに終わり、本意見交換会が、両弁護士会が様々な問題に協調して取り組む一助となっていると実感した。来年以降も充実した議論ができるよう、当会司改センターの活動を盛り上げていきたい。

シンポジウム実施報告

「因果関係の主張・立証—高度の蓋然性・相当程度の可能性と損害論—」

第二東京弁護士会会員・東京三弁護士会医療関係事件検討協議会委員 榎園 利浩 (55 期)

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会は、医療関係事件に関する訴訟技術（主張整理方法、立証方法等）及び審理方法の調査・検討・研究・改善等を行うことを目的として活動する協議会であり、その活動の一環として、例年1月ころに、主に医療訴訟に関心のある弁護士に向けたシンポジウムを実施している。

2024年度は、本稿のタイトルにも記載したとおり「因果関係の主張・立証—高度の蓋然性・相当程度の可能性と損害論—」というテーマで、以下のとおり実施された。

【日時】2025年1月21日（火）18時から20時ころまで

【場所】弁護士会館2階講堂クレオBC

【内容】◆基調講演

早稲田大学 山口 斉昭 教授

東京地方裁判所民事第35部（医療集中部）

森 健二 部総括判事

◆パネルディスカッション

〈パネリスト〉

早稲田大学 山口 斉昭 教授

東京地方裁判所民事第35部（医療集中部）

森 健二 部総括判事

蒔田 寛 弁護士（第二東京弁護士会）

野尻 昌宏 弁護士（第一東京弁護士会）

〈コーディネーター〉

木崎 孝 弁護士（第二東京弁護士会）

五十嵐 裕美 弁護士（当会）

医療訴訟において、因果関係は、過失とともに争われることが多い争点の1つであるところ、「高度の蓋然性」をどのような証拠に基づいて立証するのかという点が実務的な課題となっている。また、最高裁は、因果関係について、現実に発生した具体的結果を前提として判断するとして、

高度の蓋然性が否定されても結果を回避できた「相当程度の可能性」がある場合には、それ自体を保護法益として慰謝料の請求を認めた。しかし、最高裁判決の意味内容や射程範囲を巡っては、なお議論が多いところである。

そのようなことを前提とし、本シンポジウムでは、まず、基調講演として、不法行為法を専門とされる山口教授から、訴訟における因果関係の考え方につきご解説いただいたうえで、前記最高裁判決（補足意見を含む）やその他の最高裁判決等に触れていただきながら、期待権論と「相当程度の可能性」理論につき、詳細なご講演をいただいた。

次いで、森判事から、医療集中部の判事として通常行っている因果関係の認定手法につきご紹介いただき、さらに、複数の類型ごとにどのような認定を行っているかについてまで具体的にご解説いただき、加えて、裁判例のご紹介と損害額の算定に関するご見解についてもご紹介いただいた。

それから、コーディネーターの木崎弁護士と五十嵐弁護士による進行のもとで、上記の各基調講演を振り返った後に、蒔田弁護士と野尻弁護士が中心となり、山口教授と森判事にも加わっていただく形で、パネルディスカッションが行われた。そこでは、蒔田弁護士から、医療機関側代理人の立場で、訴訟において通常行っている因果関係の争い方をご紹介いただいたうえで相当程度の可能性の理論の射程範囲等につきご意見いただいたり、一方、野尻弁護士からは、患者側代理人の立場で、高度の蓋然性の証明のハードルの高さに関する問題意識につきご意見いただいたりすることができ、非常に濃密な意見交換の場となっていた。

事前に内容の濃い資料も配布されており、ご参加いただいた各弁護士には、得られるところの多いシンポジウムになったのではないかと考えている。

なお、当協議会では、2026年2月にも例年どおりシンポジウムを実施することを予定している。

執務のスタート

副会長 五十嵐 裕美 (46期)

主な担当業務：総会、常議員会、資格審査、懲戒、綱紀、総務、人事、入退会、司法協議会、職員人事・労務関係、人権賞、公設事務所、紛争解決センター、医療協議会等



私たち2025年度役員一同は、4月1日、執務を開始しました。初日は、あいにくの雨模様。誰が雨男・雨女なのだろうと言い合いながらの挨拶回りとなりました。

それに先立つ3月は引継期間ということで、1ヶ月間、理事者を傍聴させていただくなど、前年度理事者の方々の活動を間近で拝見して共有したり、それぞれの担当業務について個別に引継ぎを行うなど、新年度への準備を進めてまいりました。

そのように準備はしていますが、実際に仕事を始めてみると、当然のことながら、初めて直面する場面も多く、事務局の皆様や周囲の方々に助けられながら業務を開始した次第です。執務し始めて感じるのは事務局の大切さです。理事者は単年度で交代していきますので、会務の継続性を支えているのは事務局です。毎年、年度替わりにスムーズに理事者が交代できるのも事務局が段取りをしてくれるおかげです。

役員室の雰囲気

本年度の理事者は、39期の鈴木善和会長はじめ、副会長は私以下、46期・48期・50期・52期・53期・54期という構成です。他会に比べるといささか年齢(期)が高い感じは否めませんが、会務経験豊富で、それぞれ個性的な持ち味のあるメンバーがそろっています。ちなみに、監事のお二人は60期と相対的にフレッシュな顔ぶれです。

執務開始から1ヶ月半ほどが経ったところですが、役員室では、一人一人が意欲的に担当業務に取り組んでいるとともに、対応について少しでも悩むような課題があると他の副会長にすぐに声をかけて相談し

ながら対処しています。複数の目で個別課題を見ることは、とても大事なことだと思いますので、気軽に他のメンバーに相談ができる現在の役員室の良い雰囲気は、仕事がしやすいとともに、会務を進めていく上で有用かつ重要なことだと思っています。

本年度の会務の課題

本年度は、2028年度に迫る基幹業務システムの入れ替えに向けていよいよベンダーの選定等を行うこととなりますし、弁護士会館の30年の大規模改修にむけて検討しなければならない難しい課題もあり、これらに取り組んでいかなければなりません。財政の健全化も引き続きの課題です。

また、私の担当業務で言いますと、やはり弁護士の不祥事対策・業務適正化が重要な課題であることを再認識しています。非弁業者との提携は、依頼者に損害を与えることはもちろん、弁護士・弁護士会に対する市民の信頼を著しく損ないます。その対応に要する弁護士会の労力・負担も膨大なものです。業者に取り込まれた弁護士自身も行く末は哀れです。非弁業者が取り入る隙を与えないよう、個々人が肝に銘じるとともに、非弁提携に陥らないよう、年代を問わず弁護士会内で人とのつながりを持つことも予防策として重要であると思います。

最後に

鈴木会長を中心とする本年度執行部は、まだ船出したばかりです。1年間、課題山積の会務に取り組んでまいりますので、どうぞご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。



第34回 警察官による違法な撮影阻止行為事件について

人権擁護委員会委員 高井 健太郎 (71 期)

被疑者との接見のために警察署を訪れたときなど、受付のあたりに「庁舎内で許可なく録音・撮影することを禁じます」という掲示がされているのが目につくことがある。このような掲示はいかなる法的根拠に基づくのか。警察署を訪れた者に対して警察側が録音・撮影を禁止できる場合があるとして、どの程度の録音・撮影阻止行為が認められるのか。それらのことが問題となったのが本事案である。

2021（令和3）年4月、申立人が、その数日前に東京都内で起きた自身が所有する自転車の破損事故の処理について苦情を述べるために相手方警察署を訪れた際、その対応にあたった同署署員らが、同署員らとのやり取りを記録するためスマートフォンで撮影する申立人に対して、同署署内受付カウンター前において、申立人が握持するスマートフォンに手を伸ばし、申立人の体ごと後方に押しやりながら申立人の手を下方に傾け受付カウンターに当てるなど3回に渡って有形力を行使した、というのが本事案の概要である。

当委員会では、申立人がスマートフォンで撮影した動画等の記録に基づき、署員らの行為は申立人の手自体に直接物理力を加え、撮影方向を申立人の意に反して強引に逸らしめようとするものであって、申立人の身体に向けられた不法な有形力の行使として暴行に該当すると認定したうえで、その有形力の行使が正当行為として違法性が阻却されるかを検討した。

当委員会からの照会に対して、相手方警察署は、申立人の警察署庁舎内での撮影行為は警視庁庁舎管理規程6条の「公務を妨害し、その他秩序を乱すような行為」に該当するため、同撮影行為を制止したものであると回答した。

相手方警察署が撮影阻止行為の法的根拠として主

張する庁舎管理権については、東京高等裁判所昭和51年2月24日判決（高刑集29巻1号27頁）は「一般公衆が自由に出入しうる庁舎部分において、外来者が喧噪にわたり、官公署の執務に支障が生じた場合には、官公署の庁舎の外に退去するように求める権能、およびこれに応じないときには、官公署の職員に命じて、これを庁舎外に押し出す程度の排除行為をし、官公署の執務の本来の姿を維持する権能をも、当然に包含している」と判示する。

当委員会では、当裁判例（警視庁庁舎管理規程も当裁判例をきっかけとして策定されたと推察される）を参照しつつ、「警察権の行使が権力作用であるのに対して、庁舎管理権の行使は非権力的作用であって、強制権限を有するものではなく、その必要性、相当性、比例性が当然要求される」という適法性の判断枠組みを立てたうえで、申立人提供動画によって認定できる署員らの行為態様は「申立人が体ごと押されている様子、警察官らの手の動く速度、及び申立人撮影画面のぶれる速度等からみて、相当な物理力がスマートフォンを握持する申立人の手に加えられていると推察できる。一連の有形力の行使の程度は、当の状況で許される最小限度を超えるに至っており、相当性及び比例性も認められない」として、違法性が阻却されるものではないものと判断し、庁舎管理権行使の逸脱・濫用に警鐘をならす意味で、相手方警察署及び警視庁に対して「警告」相当と結論、当会において執行したものである。

これまで漠然と捉えられ、警察署においては警察権あるいは警察行政権とも混同されがちな庁舎管理権の行使について、具体的な適法性判断基準を示し検討した事案として紹介する次第である。

憲法訴訟のいま

第7回 第三次選択的夫婦別姓訴訟 —社会的状況及び意識の変化—

選択的夫婦別姓訴訟弁護団・会員 川見 未華 (62期)



1 はじめに

2024年3月8日、当弁護団は、婚姻に際して同性か別姓かを選べる制度（選択的夫婦別姓制度）を求めることを目的とした訴訟を提起した（第三次選択的夫婦別姓訴訟*1）。

民法750条は、協議により夫婦の氏を定める旨規定しているが、大多数の婚姻において夫の氏を選択され、現在においても約95%の夫婦が夫の氏を選択し、妻が改姓をしている実情がある（2023年に夫の氏を選んだ夫婦は94.5%。厚生労働省「人口動態統計」）。

最高裁大法廷平成27年12月16日判決（最高裁民事判例集69巻8号2586頁。以下「2015年最大判」という）は、夫婦同氏制を合憲であると判断したが、2015年最大判の岡部喜代子裁判官の意見（櫻井龍子裁判官・鬼丸かおる裁判官同調）は、社会的状況及び意識の変化について言及し、現時点において夫婦同氏制は違憲となっていると指摘した。また、同判決の山浦善樹裁判官の反対意見、2015年最大判の判断を踏襲した最高裁大法廷令和3年6月23日決定（判例時報2501号3頁）の三浦守裁判官の意見及び宮崎裕子裁判官・宇賀克也裁判官の反対意見の中でも、こうした事情の変化について取り上げられている。

1947（昭和22）年に夫婦同氏制を定める民法750条が成立してから現在までに77年以上が過ぎ、婚姻・家族の形態や家族の在り方に対する国民の意識は大きく変化した。そして、上記最高裁判決・決定以降も、事情は刻々と変化している。

そこで、本稿では、第三次選択的夫婦別姓訴訟において主張している事情変更の内容について紹介する。

2 社会の変化

(1) 1947（昭和22）年当時は、「三世代以上が同居する大家族」の形が一般的であったが、昭和30年代から40年代の高度経済成長期に入り、夫婦と子どもだけの核家族が増加した。夫は外で働き、妻は家庭を守るという性別役割分担意識が広まる中では、夫婦同氏制は、夫の氏を妻が名乗るという家族の形が大多数であった社会では、比較的受け入れられていた側面もあった。

しかしながら、高度経済成長期の終焉など時代の流れの中で、家族の形も国民の意識も変わっていった。

1975年以降、女性の就業率は上昇し、1997年には、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回った（総務省統計局「労働力調査特別調査」及び同局「労働力調査（詳細集計）」*2）。

婚姻・出産・育児のために離職する人も、2000年頃から減少傾向となった（総務省統計局「労働力調査特別調査」及び同局「労働力調査（詳細集計）」）。

女性役員や管理職の割合も増えた（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）。政府は、男女共同参画を、「我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素」と位置付け、「東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合を2025年までに19%」等の具体的目標を掲げている（「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」*3等）。

* 1：寺原真希子「第三次選択的夫婦別姓訴訟の主張概要と提訴に至る経緯」（LIBRA2024年7・8月合併号34、35頁）
https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_0708/P34-35.pdf

* 2：調査結果をグラフにしたものとして、厚生労働省ウェブサイト「図表1-1-3 共働き等世帯数の年次推移」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/20/backdata/1-1-3.html>

* 3：https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2024_honbun.pdf

女性の社会活躍の場が広がり、女性が氏を継続して使用する必要性が高まっている。

- (2) また、性別にかかわらず、昨今の晩婚化（平均初婚年齢は1947年は男性26.1歳・女性22.9歳、2023年は男性31.1歳・女性29.7歳。厚生労働省「人口動態統計」）は、婚姻前の氏で積み上げてきた長いキャリアを維持する必要性を強めている。

再婚割合の増加（1960年代には10%程度、2023年は25%。厚生労働省「人口動態統計」）は、複数回の婚姻の度に氏を変更しなければならないとすると、キャリアの断絶を免れないことを意味する。

また、インターネット上の自己表現や交流の機会が増え、画面に表示される「氏」名による個人識別の重要性もますます高まっている。

3 国民意識の変化

- (1) 内閣府の世論調査において、2001年には、選択的夫婦別姓制度導入に賛成の割合が反対の割合を上回った。

婚姻による氏の変更が自らの問題となることが多い女性の20～30代の回答では、1994年には既に賛成が反対を上回り、その後も賛成が高い割合を維持している。

2015年最大判は、夫婦同氏制の合理性の判断要素として、“家族の一体感”を挙げたが、夫婦別氏であることで、「家族の一体感やきずなに影響があるか」という質問に対しては、「影響がないと思う」と答える人の割合が年々増加し、2021年も61.6%と高い割合を維持している。

- (2) 夫婦の氏に関する問題意識が国民の間に広まり、民間の世論調査は増加している。これらの調査では、選択的夫婦別姓制度に賛成する意見は6割を超えるものばかりであり、20～30代女性のほぼ8～9割が、選択的夫婦別姓制度を望んでいる。なお、選択的夫婦別姓制度の賛成割合が比較的低い結果となった調査では、「通称使用制度の導入」という選択肢が並列的に入れ込まれていることが多い。選択的夫婦別姓制度と通称使用制度は両立し

うるものであるから、並列的な選択肢として入れ込むのは、質問方法として誤っていることに留意すべきである。

4 地方議会による選択的夫婦別姓制度導入を求める決議の増加

地方議会においては、国に対して選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書が採択され続けている。2024年8月末時点において、採択された議会の合計数は333議会に及び、その後も増え続けている。

意見書が採択された都道府県・市区町村の人口（住民基本台帳、2024年1月現在）は、日本の総人口の実に66.32%となる。

5 国連委員会からの改正勧告と国際的動向

国際的にみれば、現在では、夫婦同氏を法的に義務付ける国は日本のみとなった。

一向に法改正をしない日本に対し、女性差別撤廃委員会は、2024年10月、四回目の改正勧告を行った。自由権規約委員会も、2022年11月に改正勧告を突き付けている。

6 おわりに

2015年最大判後、選択的夫婦別姓制度は社会的トピックスとして、選挙戦では問題点の一つとして取り上げられ、メディアでも頻繁に取り上げられるようになった。

2024年に入り、経団連ほか複数の経済団体からも、選択的夫婦別姓制度を求める声明や提言が続いている。国際社会からの遅れが指摘され、選択的夫婦別姓制度の導入は「国家的急務」とまで明言されている。

夫婦の氏のあり方を自分たちで決定できる選択的夫婦別姓制度は、多様な価値観を認め合う現代社会に沿うものであり、現在では大多数の国民に、広く受け入れられている。

夫婦同氏を強制する現在の制度の必要性や合理性は、完全に失われている。

法律家のための税法知識

第4回 土地建物の一括譲渡において消費税の課税標準となる建物価額

東京地裁令和4年6月7日判決(令和元年(行ウ)第488号、税務訴訟資料272号 順号13726)

税務特別委員会 委員 大竹 良和 (74 期)

1 事案の概要及び経過

本判決は、土地と建物の内訳価額が不明のまま一括譲渡された場合に、消費税の課税標準となる建物価額をいかに求めるかが問題となった事案であり、一審で確定している。

原告(売主)は、税務署に消費税の申告をしたところ更正処分を受けたため、当該処分を不服として審査請求をしたが棄却され、本件訴訟を提起した。

更正処分において税務署長は、固定資産税評価額により按分して土地建物の内訳価額を算出した。

訴訟では、原告が裁判所に鑑定申出を行い、裁判所が当該申出を採用して鑑定人から鑑定評価書を取得した。

譲渡した場合の建物代金)は、以下3通りの方法を示している。

- ① 譲渡時における土地および建物のそれぞれの時価の比率による按分
- ② 相続税評価額や固定資産税評価額を基にした按分
- ③ 土地、建物の原価(取得費、造成費、一般管理費・販売費、支払利子等を含みます。)を基にした按分

これらの手法は、それぞれ一定の合理性が認められるなか、本件は、税務署が②の方法で更正処分を行ったのに対し、納税者は鑑定評価書を根拠として①の方法を主張したものであり、いずれの按分方法をより合理的とみて採用すべきかが問題となる。

2 問題の所在

土地建物の一括譲渡にあっては、土地は非課税であり、建物だけが課税対象となるため、土地建物一括の取引価額のうち、建物の部分のみが消費税の課税標準となる。

この点、売買契約書に土地建物別の内訳価額が明示され、または、明示された消費税額から建物価額を逆算できるときは、契約上の価額が用いられ、これらの明示がない場合は、固定資産税評価額に基づいて按分した価額を用いることが通常である。

売買契約書に内訳価額の明示がない場合について、消費税法施行令45条3項は、「資産の譲渡の時における資産の価額の占める割合を乗じて計算した金額」とする旨定めるのみで、その「割合」を求める方法については定めていないが、国税庁のタックスアンサー(No.6301、QAリンク 建物と土地を一括

3 裁判所の判断

裁判所は、固定資産税評価額に基づく按分と、鑑定評価額に基づく按分の両方法のうち、以下のとおり理由を示して鑑定評価額に基づく按分を採用した。

「被告は、消費税法施行令45条3項を適用して本件建物の譲渡に係る消費税の課税標準を算出する際には、本件固定資産税評価額比率による按分法を用いることが最も合理的であると主張する。しかしながら、消費税法施行令45条3項において課税標準を算出する際に用いられる課税資産及び非課税資産の「価額」とは譲渡時における適正な時価、すなわち客観的な交換価値であると解されるところ、固定資産評価基準の定める評価方法が、適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有するものであるとしても、この評価方法に従って決定された

価格は、特段の事情のない限り当該資産の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るものではないことが推認されるにとどまるものというべきである（最高裁平成24年（行ヒ）第79号同25年7月12日第二小法廷判決・民集67巻6号1255頁参照）。また、地方税法が、固定資産税の課税標準に係る固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を総務大臣の告示に係る評価基準に委ねている（388条1項）のは、固定資産税の賦課期日における土地課税台帳等の登録価格が同期日における当該資産の客観的な交換価値を上回らないようにすることのみならず、全国一律の統一的な評価基準による評価によって、各市町村全体の評価の均衡を図り、評価に関与する者の個人差に基づく評価の不均衡を解消することをも目的とするものであり、かかる目的の下に行われる評価は、適正な鑑定の評価の過程において考慮の対象とされるような当該資産の個別的な事情については、ある程度捨象されることも前提としているものといえることができる。これらに照らすと、本件のように、消費税の課税標準の額を計算するために、一括して譲渡された土地及び建物の対価の額を按分する方法として、当該資産の客観的な交換価値を上回らない価額と推認される固定資産税評価額による価額比を用いることは、一般的には、その合理性を肯定し得ないものではないが、当該資産の個別事情を考慮した適正な鑑定が行われ、その結果、固定資産税評価額と異なる評価がされ、価額比においても実質的な差異が生じた場合には、もはや固定資産税評価額による価額比を用いて按分する合理性を肯定する根拠は失われ、適正な鑑定に基づく評価額による価額比を用いて按分するのがより合理的となるというべきである」。

4 「実質的な差異」が生じた背景

上記のとおり、本判決は、「当該資産の個別事情を考慮した適正な鑑定が行われ、その結果、固定資産税評価額と異なる評価がされ、価額比においても実質的な差異が生じた場合」には、固定資産税評価額による按分よりも、鑑定評価額による按分の方が合理的であることを示した。

それでは、どのような場合に「実質的な差異」が生ずるのであろうか。これには様々なケースが考えられるが、本件では、両方法の基準時の違いが影響したと考えられる。

更正処分では、固定資産税評価額により土地価額を把握している。固定資産税における土地評価は、3年ごとに評価替えが行われ、評価替え基準年度の1年前の1月1日が基準日とされている。本件更正処分で用いられたのは、平成28年度の固定資産税評価額であるが、これは、平成27基準年度の評価替えによる価額が据え置かれたものであり、さらに、平成27基準年度評価替えの基準日は平成26年1月1日であって、本訴訟において基準日となっている平成28年8月19日（売買契約日）とはタイムラグがある。一方で、鑑定評価における価格時点は、売買契約日そのものであり、タイムラグはない。そして、当時、本物件が所在する大阪市中心部においては、インバウンド観光客向けの店舗やホテルに対する需要拡大を背景に、地価上昇の傾向が顕著であった。このように、地価が変動している局面にあっては、どの時点を基準とする土地価格を用いて土地建物の価格割合を把握するかにより、土地建物一括の代金総額を按分した結果としての建物価額が影響を受け、その精度に違いを生ずることになり、それが「実質的な差異」が生じた主な理由と解される。



弁護士会の国際活動

第2回 台北での国際交流—台北律師公會との友好協定調印式及び関連行事—

国際委員会副委員長 三好 慶 (60 期)

同 瀧澤 渚 (67 期)

1 はじめに

台北律師公會は、1947年に設立された台湾における最大の単位会（弁護士会）であり、会員数は8464名（2024年12月31日現在）と、全国の登録弁護士の約7割を占める。

当会は、2023年7月に樋口一磨国際委員会委員長と三好慶国際委員会副委員長が、台北律師公會の洪邦桓国際事務委員会委員とIBA（国際法曹協会）Asia & Pacific M&A Conferenceの機会に両会の友好関係の構築を企図して以降、実務者レベルでの企画、交流を継続してきた。

そして、2024年3月には、台北律師公會の張志明前理事長らご一行の当会への表敬訪問を受け入れ、日台の個人情報保護法に関するセミナー及び懇親会を行った。

このような背景の下、当会と台北律師公會の間で友好協定調印の合意が醸成され、2025年1月10日に台北市において調印式及び関連行事が行われることとなった。

当会からは上田智司前会長、町田行功前副会長、樋口当委員会委員長、当方らほか、合計22名の会員が参加し、かつ、台北律師公會からも30名以上の役員、会員が参加した。

本稿では、日本側にて企画を担当した当委員会より、台北での国際交流の様子を以下報告する（なお、当会ウェブサイトには、詳細版の記事を掲載している*1）。

2 台北での国際交流の行程

国際交流の行程（2025年1月10日）

10:00-11:00	司法院訪問
11:30-12:45	全國律師聯合會訪問・昼食
14:00-17:30	台北律師公會にて友好協定調印式・シンポジウム・記念品の交換・写真撮影
19:00-21:00	晩餐会

今回の行程は、台北律師公會のアレンジにより、台湾の憲法裁判所である司法院の訪問からはじまり、次に、台湾において日弁連に相当する役割を果たす全國律師聯合會を訪問した。

その後、台北律師公會にて友好協定調印式及びシンポジウムが行われ、引き続いて晩餐会が催された。

3 司法院（憲法裁判所）訪問

台湾では、違憲審査権は、最高法院から独立した機関である司法院に付与されている。

司法院は日本統治時代の建物であり、建物全体は、「日」という形をしており、迎賓室の天井に菊の紋章があり、かつ、院の歴史を紹介する展示品には毛筆で書かれた日本語の古文書が多いなど、日本との繋がりが示されていた。

今回の訪問では、その格式ある迎賓室にお招きいただいたうえ、謝銘洋司法院院長からご挨拶を頂くなど、大変高い格式でのお迎えを頂戴した。これに対し、当会からは、上田当会前会長より丁寧に答礼を述べた。

また、ご挨拶の後は、実際の憲法法廷にご案内いただき、憲法法廷の研究法官（日本の最高裁判所調査官に相当）から、司法院の組織、権限及び法制度内での位置付けなどについて、判りやすいご説明をいただいた。傍聴席の半分が記者席であることや、公式のウェブサイトからYouTubeで憲法法廷の審理が生中継されるとのことが印象的であった。

なお、司法院訪問の様子は、司法院発行の司法週刊に掲載されている*2。

4 全國律師聯合會訪問

全國律師聯合會は、日本でいう日本弁護士連合会に相当する組織で、単位会だけがメンバーとなるその前身組織から、律師がメンバーとなる現在の組織に改変されたうえ、2021年1月に新たに発足したものである。

* 1 : <https://www.toben.or.jp/known/iinkai/kokusai/news/2025110.html>

* 2 : 司法週刊No2242 <https://www.judicial.gov.tw/tw/dl-227009-ac6d20d0b51b41c7beedd8c4000b2d50.html?view=1>

当日は、同会の李玲瑯理事長からご挨拶をいただき、上田当会前会長から答礼を述べた。その後、両会からのプレゼンテーションが行われ、謝宏明国際事務委員会委員長より台湾の法曹制度、弁護士会の制度や司法統計的な数字の紹介が、当会からは樋口当委員会委員長より当会の紹介が行われた。

5 友好協定調印式及びシンポジウム (於 台北律師公會)

(1) 友好協定調印



調印式では、まず張前台北律師公會理事長及び上田当会前会長のご挨拶があり、2024年来日の際に張前理事長ご一行が当会にご訪問されたことで、実務者レベルのみならず、張前理事長と当会上田前会長のトップ同士の信頼関係まで醸成され、それが今回の友好協定に繋がったとお話があった。その後、両会の友好協定が調印され、記念品交換・写真撮影などのセレモニーが厳粛に執り行われた。

(2) シンポジウム

シンポジウムは、「裁判員裁判の実情」というテーマで執り行われた。台湾では国民法官制度（台湾版の裁判員裁判制度）が丁度2023年に施行されたところであり、両国の比較は、時宜を得た関心度の高いテーマであった。

当会からは、刑事弁護委員会の榊原一久委員長、大久保博史副委員長及び安藤光里委員が、各々のご経験に基づき、日本の裁判員裁判制度の当初の狙いと期待、現時点の評価、裁判員裁判の実務運用を、大変分かりやすく解説され、台北側から活発な質問が寄せられた。

これに対して、台北律師公會からは、唐玉盈司法改革委员会主任委員及び薛煒育刑事手続法委員会委員により、台湾の国民法官制度の制度立上げ時期の様々な課題と、これら課題の解決に向けた諸活動についてご説明があった。

調印式とシンポジウムの締めくくりとして、現台北律師公會理事長である同会徐頌雅前常務理事と当会の町田行功前副会長からクロージングのご挨拶があり、両会の親睦が確認された。

6 公式晩餐会

公式晩餐会には、張前理事長、上田前会長ほか多数の両弁護士会関係者が出席した。

当該晩餐会でふるまわれたワインは、台北律師公會の林志剛律師が個人的に提供くださったものということであり、張前理事長からその珍しいワインについて詳しいご解説があるなど、晩餐会には、高い格式のなかにも台北律師公會のおもてなしの心が込められており、台北の様々な先生方との交流を育むまたとない機会となった。

7 おわりに

今回の台北訪問は、当会ウェブサイトやメールマガジン等で広報したほか、各委員会のメーリングリストでも周知・案内を行った結果、理事者や国際委員会委員に限らず、刑事弁護委員会をはじめとして、広く各委員会に所属する会員が参加するものとなり、当会全体として、海外弁護士会へ訪問する形で、訪問・交流を実現することができた。

また、今回の調印式を通じて、台北律師公會の誠意と熱意を直接感じられたことの意味は大変大きく、訪問団としても台北律師公會との交流とともに、多くの知見を得ることができ、大変有意義なものとなった。

このような意義深い訪問が実現できたのも、友好協定の締結と交流促進をご承認、ご支援くださった理事者や関係各位のおかげであり、この場を借りて感謝の意を表したい。

また、とりわけ、今回、刑事弁護委員会が裁判員関連の説明、発表をお引き受け下さったことにより、今回の台北律師公會とのシンポジウムの中身が実を伴うものとなった。お引き受け下さった刑事弁護委員会の皆様にも感謝を申し上げたい。

友好協定の締結は、はじまりにすぎないところ、この協定をより実質的で意義深いものとするように、引き続き尽力していく所存である。



経験者に聞く弁護士任官—Season3—

第2回 民事・家事調停官の実状

民事調停官を経験して

東京地方裁判所民事調停官・会員 伊藤 彩華 (64 期)

1 応募動機

私は、2023年10月から東京地方裁判所民事22部において民事調停官として執務しています。

弁護士登録から約10年が経過し、新しいことにチャレンジして知見を広めたいと考えていたところ、弁護士業務を継続しながら週1回裁判所でも執務するという非常勤裁判官の制度に魅力を感じ、応募することにしました。

2 執務内容

私の場合は水曜日が定例執務日となっていますが、調停期日では、当事者のほか、調停委員も含めて日程の調整が必要となることから、水曜日で調整できないこともあり、そのような場合には水曜日以外の曜日に臨時執務日を設けて執務することもあります。

担当する調停事件は、東京地方裁判所に係属している訴訟が調停に付された事件（付調停事件）と当事者が東京地方裁判所で調停を行うことを合意した事件（申立調停事件）のいずれかになります。申立調停事件よりも付調停事件の方が多い印象です。付調停事件の場合は、建築や不動産の専門知識を有する専門家調停委員の意見を必要とする事件が多く、訴訟の担当裁判官とも必要に応じて協議を行って調停手続を進めていくことになります。

東京地方裁判所では、担当する事件について、民事調停官がすべての調停期日に出席するという運用になっています。事件の類型はさまざまですが、賃料増額確認請求事件が類型としては最も多いという印象を持っています。

事件処理について迷ったときには、いつでも裁判官

や他の民事調停官に相談することができます。

3 民事調停官の魅力

民事調停官として執務していて感じることは、色々な方とお話する機会があり、大変勉強になるということです。

定期的に調停官ミーティングが開催され、民事調停官が裁判官に事件処理等について質問や相談することができる機会が設けられていますが、複数の裁判官からそれぞれの経験に基づく事件処理の方法をお聞きすることができ、裁判官の考え方を知る上でも、調停手続を進める上でも、とても参考になります。

一緒に事件を担当する調停委員は、みなさん豊富な経験を有しており、手続を進めていく上で大変心強い存在です。民事調停官として執務を開始した当初は、「自分が調停主任として手続をきちんと進めなければならない」という変な緊張感があり、焦って空回りしていたように思いますが、少し慣れてくると、調停委員の意見も聞きながら進めた方がうまく進行できることに気づき、適宜、評議の時間も取り入れて調停委員のご意見も伺いながら期日を進行するようにしています。賃料増額確認請求事件では、当事者からそれぞれ私的鑑定書が提出されることも多く（そしてその内容が大きく食い違うことも多く）、不動産鑑定士の調停委員に解説いただきながら、第三者の立場で読み比べると、大変勉強になります。

また、ほとんどの事件で代理人弁護士が選任されていますので、他の弁護士がどのような書面を提出しているか、どのようなスタイルで期日に臨んでいるか、といったことも分かり、貴重な経験となっています。

家事調停官の魅力

東京家庭裁判所家事調停官・会員 安齋 瑠美 (63期)

1 応募動機

私は弁護士登録以来ずっと、家事事件に携わってきましたが、近年、離婚事件を多く扱う民間ADRの調停者を経験したことから、調停そのものに興味を持つようになりました。特に、家事事件という特殊な関係性を持つ当事者間の紛争においては、調停の存在意義はとても大きなものと感じています。より深く家事調停を理解するため、家庭裁判所での調停を調停官として経験したいと思い、また調停官の仕事であればこれまでの経験を活かせるのではないかと考えたのが応募動機です。

2 執務内容

私は毎週木曜日、朝9時過ぎから夕方5時まで執務しています。事件数は日によって増減ありますが、今は概ね午前3～4件程度、午後4～6件程度です。期日前の30分間でそれぞれの調停室を訪れ、調停委員や調査官と当日の期日進行について評議を行います。期日中も、必要に応じて進行についての評議や、成立・不成立の場合に立ち会うほか、当事者と直接話すために立ち会うこともあります。そのほかの時間帯は、翌週、翌々週の事件記録を検討することに費やしています。

事件の進行に迷うときは、自身の係の担当裁判官に相談しています。私の担当裁判官は非常に気さくで、何でも相談に乗ってくださるので、調停が難航し審判に移行しそうな場合には早めに経緯を伝えて方針を相談し、審判に移行した場合の見通しを当事者に開示するようにしています。ときには、他の裁判官が議論に加わってくださることもあります。私の事件でなくても、裁判官室で交わされる議論に耳を傾けるだけで、普段見えない裁判官の視点等、興味深い話がたくさん

聞こえてきて大変勉強になります。

3 家事調停官の魅力

依頼者の代理人としての業務とは違う取組方ができることが、家事調停官の仕事の魅力の一つではないかと思います。

代理人業務は、紛争の最初から最後まで依頼者に寄り添い伴走する、いわば「線」としての仕事です。これに対し、家事調停官は「面」です。関わるのは調停という一時に過ぎませんが、調停委員や調査官、裁判官、書記官等、あらゆる方の話を聞いて意見を交わしながらチームで調停の場を支える仕事です。迷うことがあればチームに相談し、方向性を探りながら進めることができます。子どもが絡む面会交流等の事件は、高葛藤状態に陥りがちで方向性が見えにくくなることがしばしばあるのですが、子どもをめぐる問題に造詣の深い家裁調査官の意見は大変参考になります。複雑な調停条項案の作成時には、書記官の意見は欠かせません。難航する事件でも、チームで議論し、タイミングを見極めて提示した調停委員会案によって調停が動くとき、またそれによって調停が成立するときは大変やりがいを感じる瞬間です。

合意に達する見込みがなく、「不成立」となる事件でも、「話し合いをした」ということに意義があります。特に家庭内の紛争では、それまで縁あって一緒に生活していた人達ですから、話し合いをしてお互い言いたいことを言い合ったというプロセスは特に重要で、決して省いてはならないものだと思います。不成立の場合でも、当該当事者に調停で話し合いを重ねたことは決して無駄ではなかったと最後に思ってもらえるよう、「面」としての役割をしっかりと果たしていきたいと思っています。

弁護士任官推進委員会
からのお知らせ

関東弁護士会連合会・東京三弁護士会共催で、以下のとおり開催される予定ですので、常勤・非常勤を問わず、弁護士任官に興味のある方は是非ご参加ください。

「第33回 弁護士任官に関する説明会」

【予定】日時:2025年10月29日(水)午後3時～5時 場所:弁護士会館3階301会議室

※参加を希望される方は、総務課(TEL 03-3581-2204)までご連絡ください。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第35回 国選弁護人と法律扶助

司法改革総合センター委員・東京弁護士会歴史研究会 田中 みどり (47 期)

1 近代刑事訴訟のメルクマールは、「自由と独立を保障されている刑事弁護人が存在する否か」であると言われている。

2 日本国憲法の制定は、刑事弁護制度、とりわけ国選弁護人制度に根本的な変革をもたらした。それまでも官選弁護人制度はあったが、被疑者・被告人は刑事手続きにおける客体としての地位しかなく、弁護活動も、裁判所の糾問的追及の過程において被告人に不当な処罰が加えられないように監視をするという消極的側面に比重があった。

しかし、新憲法のもとでは、被疑者・被告人も主体としての立場が保障されたし、弁護人も、裁判官や検察官から独立した地位を認められ、被疑者・被告人に手続上許容される正当な権利を積極的に行使し、実質的当事者主義の実現を目指すことになる。

3 被告人の弁護人依頼権は憲法上の保障にまで高められたが、国選弁護人制度が維持できているのも、弁護士会や各弁護士が被告人の利益のために奉仕的に犠牲的努力を払ってきた側面も大きい。

刑事訴訟法38条2項では、国選弁護人は「旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる」と規定し、最高裁規則で最高額が決められている。しかし、経済情勢と比較しても極めて低廉であったため、当会は、昭和50年度に、日弁連に対し、「国選弁護報酬増額に関する意見書」を提出した。

現行の（中略）報酬額をもってしては、憲法の保障する被告人のための実質的弁護の実を挙げないことは明らかである。特に弁護士の場合にはその職務の遂行にあたって、国家権力の支えとか、国家機関の協力等を期待できず、ほとんど独力で国家権力に対する人権の擁護という困難な仕事に従事しなければならないところから、その労苦は

他の法曹二者のそれに到底比べようもない。にもかかわらず今日まで国選弁護人制度が破綻に陥ることなく運営されてきたのは、一にかかって弁護士各自の犠牲的奉仕によるものであるが、このような現実、国の国選弁護制度運用についての憲法上の責務不履行というべきである。

4 法律扶助に関しては、当会は昭和4年に法律扶助委員会を設置し、全国に先駆けて無資力者に対する法律扶助事業を開始した。新憲法のもとでは、裁判を受ける権利が基本的人権として保障されたことにより、法律扶助も社会保障制度の一つとして位置付けられ、弁護士会には、刑事国選弁護とともに、無資力者に対する民事上の法律扶助事業を实践すべき義務が課せられることになった。

5 昭和27年に、財団法人法律扶助協会が発足した。日本弁護士連合会が設立者となり、基金100万円を拠出し、当会も、その運営のために80万円を負担した（一弁・二弁は各40万円）。

当初は、各弁護士会のほか、自由人権協会、財界、報道機関、社会事業団体、自治体などの協力を想定していたが、なかなか期待通りには進まなかった。また、法律扶助事業を全国に普及発展させるためには、全国各地に支部を設置しなければならないが、予算の関係から、本部（東京）の活動から開始せざるを得ず、ほとんどの扶助事件は東京に集中していた。その後も財源確保のために、国庫補助金の要請や協力団体等に対する働きかけを継続し、ようやく昭和39年に（復帰前の沖縄を除く）合計49の地方支部の設置が完了した。

ちょうどそのころ、日弁連会長が大蔵大臣と精力的に交渉し、前年度の5倍の予算獲得に成功し、国庫補助金が増額し、扶助申込件数・扶助決定件数も飛躍的に増大したのであった。



こんな活動しています ～法律研究部・同好会～

vol.5 マンション管理法律研究部

マンション法の熱い夏

会員 奥島 健二 (58 期)

先の通常国会で、マンション等の管理等に関する基本ルールを定めた区分所有法等が約20年ぶりに大改正されました。これに伴い、当法律研究部も、例年よりずっと熱い夏を迎えています。

■「改正区分所有法シンポジウム」の開催

区分所有法等の改正に伴い、現在、当法律研究部では、「いよいよ2026年4月1日新法施行～今聞いておくべき改正区分所有法の最新講義」（当会弁護士業務改革委員会マンション部会との共催）と銘打ったシンポジウムの開催に向け、準備に奮闘しています。

シンポジウムには、区分所有法の第一人者で、法制審議会の委員として改正法案に深くかかわ



鎌野教授(右から2人目)との打ち合わせ
新宿の鎌野事務所で

った早稲田大学の鎌野邦樹名誉教授をお招きし、講演やディスカッションを通じて、より早く、より深く、改正区分所有法の内容を、実践的に伝える予定です。

■書籍刊行

もう一つ、私たちの夏を熱くしているのが、書籍「マンション総会マニュアル（仮称）」の刊行作業です。円滑な総会運営を実現するための基本情報やヒントが満載の書籍になるよう、議論・執筆を進めており、年内の刊行を目指しています。

■通常活動

●マンション管理士試験過去問検討会

マンション管理士試験合格を目標に掲げ、例年5月から11月まで月1回開催しています。同検討会へは、当部会員以外でもご参加いただけます。

●重要判例研究や部員が担当した事例を題材にした検討会も随時行っています。

部会開催日は、弁護士業務改革委員会マンション部会と同日の午後4時半ころからとなっています。マンション管理法に興味のある方は、ぜひのぞいてみてください！

ご案内

シンポジウム

「今聞いておくべき
改正区分所有法の最新講義」

日時：2025年7月22日（火）14時00分～16時00分

場所：弁護士会館2階講堂クレオ

入場無料。事前申込み不要で、マンション管理に関心をお持ちの方ならどなたでも参加可能。

*問い合わせ先：業務課 TEL 03-3581-3332



こちらから読んでね

夏休みシミュレーション



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

45期（1991/平成3年）

出産と子育てに明け暮れた日々



会員 松江 仁美（45期）

1 もう遠い昔の出来事であるが、私の修習は1991年4月から1993年3月だった（第45期）。修習時代と言えば誰でも、司法試験合格が嬉しくて楽しくて馬鹿騒ぎ、というのが普通であろうが、私は1992年8月に長男を出産しているので、はっきり言ってそれどころではなかったというのが実際である。司法試験に合格したら、子供を作ろうと思っていたので計画通りではあるのだが、修習よりも、初めての妊娠・出産・子育ての方があまりにハードで、振り返っても記憶はそのことばかりで、ほかのことが余り頭に浮かばない。

2 妊娠したのはちょうど弁護修習の時だったが、修習先の故石川博光弁護士（さいたま弁護士会）はめちゃくちゃ忙しい方で、修習中はずっと一緒に走っていたような気がする。あまりに走り回り過ぎて、故石川博光弁護士の奥様から、二人して「おなかの子、何だと思っているの！いい加減にしないで！」と並んで叱られた記憶がある。それでも、この弁護士事務所の忙しいリズム感というのはとても肌に合っており、今でもそのリズムはメトロノームのように私の後ろで鳴っている。

3 出産が夏だったため夏期合研は出られなかった。修習仲間や研究室の仲間は祝いだといって、産院に一升瓶を持ち込む始末で、「上棟式のお祝いじゃないんだから」と大笑いした覚えがある。

4 後期修習中には、休み時間に医務室で母乳を絞って冷凍して帰りに持って帰った。保育園に冷凍のまま

持たせて飲ませてもらうためである。これを聞いた教官が、2回試験の時に、この母乳を絞る時間に費やした時間をアディショナルタイムとして試験時間に追加してくれるというので、初回の確か民事裁判だったかと思うが、利用してみた。ところが、これ、手を挙げて、母乳を絞りにいくと、試験官がついてきて時間を計っていて、試験終了前30分になると、試験室を移動して、そこで、試験終了後もロスタイムを試験時間で加えてもらえるというシステム。佳境に入った時に移動せねばならず、集中力も途切れるし、何より移動した部屋が極端に狭く、試験官が向かい合って座って論文書いてるこちらをじっと見ている状況である。なんとも漫画だ。しかも、試験が終わると廊下をみんながわいわいと試験の内容を言いながら通るのが丸聞こえ。論文など書けたものじゃない。1度で懲りて、2度と利用しなかった。ジェンダーに対する姿勢は良いが、今となってはただの笑い話である。

5 2回試験の口述は私の組が長引いて、保育園のお迎えにギリギリになり、焦りまくった。確か余罪について聞かれたのだったが、条文を矢継ぎ早に並べ、論点を自分で言い、自説と判例をまくし立て、さあ次は誰だ、早く聞け、と回りを見渡した覚えがある。すぐに終わった。

6 まあ、大変だったが、過ぎてしまえばどうということはない。結局乗り越えられない苦労などないのである。私の修習を子育て一色に塗ってくれた息子はもう33才。今年の9月には子供も生まれる。時の流れは留まることを知らない。

新人弁護士としてのこれまでの振り返り

会員 川窪 勇介

1 はじめに

私は、2023年12月14日に弁護士登録を行い、執務を開始してから既に1年以上が経過している。そして、この原稿を執筆している間にも気が付けば77期が司法修習を終え、弁護士としての執務を開始している。

そこで、新人弁護士としてのこれまでの振り返りつつ、これを目にする77期にとって少しでも役に立てることがあれば幸いである。

2 新人弁護士として感じたこと

新人弁護士として一番感じたことは、私自身が想像している以上に知らないことが沢山あるということだ。法科大学院、司法試験、そして弁護修習を含めた約1年間の司法修習を経て、現在に至るまで法律の勉強をしてきたが、まだまだ勉強することばかりである。特に実感したのは、税務についての知識である。新人弁護士として迎えた確定申告や相続案件における相続税・譲渡所得税などに直面したときには知識不足を痛感したものである。

次に、これまでの振り返り大きく感じたのは、文章力及び表現力が不足していることである。

日々の書面作成において、説得的な文章を作成するために、どのような言い回しを用いるのが良いか、どのような構成にすると読みやすい書面になるか、「てにをは」を正しく使用できているかということを検討するのに時間を要しており、力不足を感じている。

さらには、打ち合わせなどにおいて、依頼者に応じて分かりやすく説明することの難しさ・大変さというのは、実際に弁護士として執務を開始してから実感した。これらの能力は、弁護士に限るものでなく、社会人として必要な能力でもあるが、私は、この弁護士業務が社会人としての一年目でもあった。そのため、新人弁護士・新社会人として痛感したことでもある。

3 クラス別研修

これまで新人弁護士として、委員会の勉強会や部会、研修に参加させていただき、様々な勉強をしてきたが、一番印象に残ったのは、新規登録弁護士クラス別研修である。

この新規登録弁護士クラス別研修は、新人弁護士として習得しておくべき基本的知識が中心であり、私の場合、普段の業務では扱わない分野など、手が行き届いていない分野について、勉強するととても良い機会であった。

また、研修はオンラインでの受講が可能であったが、実際に対面での受講をすることで、クラスの同期と業務の話や近況などを話すことができるため、気分転換にもなった。

4 健康のために

学生の時は水泳をしていたが、司法修習生の時には、運動することが減ったため、弁護士になってから初めてフィットネスジムに通い、水泳をすることにした。もちろん、裁判所の期日や委員会がオンラインであるため、一日中、事務所の椅子に座っていたという日が多く、健康に悪いと感じたことも理由の一つである。久しぶりに泳いだ時はかなりタイムが遅くなっていたので、少しでも昔のタイムに近づけることが今の目標である。

5 おわりに

ここまで新人弁護士として振り返ってきたが、私自身、課題は山積みであり、より一層頑張らないといけないというような振り返りである。これからも目の前の案件を一つ一つ全力で取り組んでいき、委員会活動などにも積極的に参加していきたい。

『吹けば飛ぶよな男だが』

渋谷龍太 著 KADOKAWA 2,200 円 (税込)

私を支える世界一カッコいいバンドマンの頭の中

会員 平見 ひかる (75 期)



私には、世界一カッコいいと思い、憧れ続けている人がいる。

——人に騙されたとしても、自分は人を信じ愛し続ける。かっこ悪くならないために、かっこよく生きるために——

こんな、自分に胸を張った生き方をしていなければ歌えないような歌を堂々と歌い上げ、そのまっすぐな歌声で多くの人を魅了するのが、SUPER BEAVERのボーカル、渋谷龍太氏だ。「人として」という曲で、私が司法試験受験生の頃や、苦しい出来事がある度に、どれだけ辛くてもただひたすらカッコよく強く生きようと、泣きながら聞いていた曲だ。弁護士となってからも、仕事で悩んだときや嫌な思いをしたときにいつも支えられている。SUPER BEAVERにはいくらでも人に教えた名曲が存在するが、どの曲にもいえることが、歌声がまっすぐで、心に歌詞が直接飛び込んでくるということだ。どうしてこんなに心に響く歌が歌えるのだろうか、と、幾度となく思っていた。

最近、本を読んでいなかった。私は子どもの頃から、本の虫と言われるほど読書が好きだった。特に好んで読むのは小説で、ジャンルを問わず没頭してきた。

弁護士となって3年目を迎え、日々仕事に追われる中、少しずつ自分にできることも増えていき、自分のやりたい仕事や好きな仕事が見えてきた。ただ、一日の時間の大半が仕事に消え、とにかく時間が足りない。そんな中、ふと本が読めていないなと思った。もちろん仕事に関する法律の本は日常的に目にするが、娯楽としての読書からは離れてしまっていた。小説が読みたいけれど、読み始めると次が気になって仕事が手につかなくなるだろうなと思うと、本の世界に戻れなくなった。

そんな中、渋谷龍太氏のエッセイ集を思い出した。『吹けば飛ぶよな男だが』——選んだタイトルから人柄が出ている感じがする。エッセイ集というものは私の中で、温泉旅館に泊まった際に、部屋の外の自然の音と新鮮な空気をより感じるために読むような、心を豊かにする副菜的な位置付けで、主菜として腰を据えて読んだ経験はなかった。エッセイであれば忙しい時間にも少しずつ読むことができるのでは。そう思い、手に取り読み始めてみた。

ああ、そういうことあるよね。そんな日常によくある光景の一部を切り取って、そこについて渋谷氏が考えていること感じていることが書かれている。映画館のスクリーンから出た後、映画館を出るまでに同じ映画を観た人たちとしばらく同じ道を歩かなければならず、他の人の講釈を垂れるのが耳に入ってきてしまう話や、蕎麦屋で水のピッチャーを置く際の取っ手の向きにその人の気遣いが出るという話など。

読んで最初に感じたことが、エッセイってこんなに面白いんだ、ということだった。また、この方はこんなに色々なことを考えているのかと驚愕した。このエッセイ集の一番の魅力は、各タイトルの読後感が素晴らしいことにある。読んでいる最中は何となく人に共有したくなるような気持ちになるのに、読み終わった後はひとり静かに自分の心で咀嚼したくなる、そんな、日常にフォーカスをあてた映画を観終わったような読後感で、とても気持ちが良い。

久々に手に取った本がこれで良かった。そう思った。SUPER BEAVERを知らずに読んでも間違いなく楽しめるだろう。最近本から離れている方、時間に追われている方にも、ぜひお手に取っていただきたい一冊だ。



図書館での出会い

会員 三好 涼子 (61 期)

私は図書館が好きである。子どもの頃から本が好きで、いつも家の近くの図書館に通っていた。図書館には、たくさんの本があり、新聞や雑誌もあり、CD もあり、図書館にいと少し大人になったような気がして、嬉しかったものだ。

一番多く図書館に通っていたのは、司法試験の受験時代である。本を読んだり自習をしたりするスペースがあったので、勉強するために通っていたのだが、息抜きに本や雑誌を読んでいた。中でもお気に入りには絵本を読むことで、絵本は短いのですが読み終わるし、かわいいイラストを見たり、感動するストーリーを読んだりすることで、とても癒された。

弁護士になってからは忙しくてあまり図書館に通わなくなったが、子どもが生まれてから、子どもを連れて再び毎週のように図書館に通うようになり、絵本を手にするようになった。

図書館では、季節に合わせた本の特集が組まれていたり、様々なイベントが開催されていたりするが、先日、戦争特集が組まれており、娘が一冊の絵本を手にとって、熱心に



読み、借りていた。その絵本は、原作・田中幹夫 弁護士、文・寮美千子、絵・真野正美「ぼくが子どものころ戦争があった「いくさの少年期」より」(ロクリン社)という絵本で、娘は貸出期間の2週間で10回以上読んでいた。

娘になぜその絵本を何度も読んでいるのか尋ねてみたところ、どうやら弁護士の方がご自身の戦争体

験を書かれた内容が絵本になっているということで、将来弁護士になりたいと夢見る娘の琴線に触れたようである。また、リアルな戦争の体験記というのも、あまりなじみがなく、引き込まれたようだ。

そこで、私もその絵本を読んでみたところ、少年時代に福井県で戦争を体験された田中幹夫弁護士のリアルな体験記が絵本となったもので、戦争についてわかりやすく描かれ、大変胸に迫る内容で、私も何度も読み返してしまった。恥ずかしながら、福井県にも大きな被害をもたらした空襲があったことを、初めて知った。今度福井県に行ってみようとも思った。詳しく存じ上げなかったのだが、田中幹夫弁護士は、ご自身の戦争の体験記を「いくさの少年期 1941～1945」(文芸社)という自伝的小説として出版され、その後、その本を原作として、紙芝居「いくさの少年期 1941～1945 ぼくが子どものころ戦争があった」(京阪奈情報教育出版)とこの絵本が出版されたようである。この絵本は、戦争体験の伝承として、多くの学校に置いていただきたいと感じ、さっそく、娘の学校にお願いに行こうと考えている。会員の皆様も、子ども時代に戻った気持ちになって、絵本を手にとってみていただければ幸いである。

この絵本以外にも、図書館には、戦争に関する本がまとめておかれ、展示室には空襲の写真がいくつも展示してあったので、子ども達と一緒に展示を眺め、平和を祈って鶴を折り、壁に貼って帰宅した。私自身、戦争についてはどこか他人事だったが、改めて、子ども達とともに、学ぶ機会を設けたいと思う。

図書館には、絵本をはじめ、様々な出会いがあるので、これからもずっと通おうと考えている。私にとって、いつでも落ち着く場所である。